

# 国立印刷局の令和3年度の 業務実績に関する評価書

令和4年8月24日  
財務省理財局

様式3－1－1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立印刷局		
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度	
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 坂口和家男
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 原田佳典
3. 評価の実施に関する事項			
評価の実施に当たっては、6月10日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月15日に有識者からの意見聴取を行った。			
4. その他評価に関する重要事項			
特になし。			

様式3－1－2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	3年度	4年度	5年度
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い4項目を含め6項目がA評定、17項目がB評定であり、1項目がC評定であるものの、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、Bと評価する。	B	B		
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な対策を講じることにより、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を果たしている。</li> <li>令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資の実施など各種取組を着実に推進していることに加え、新しい日本銀行券に関する認知度向上に向けた積極的な広報活動に努めていることは、評価できる。</li> <li>官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携や、法案誤りの再発防止に向けた取組のほか、ベース・レジストリの早期構築への協力を始めとした、事業計画に基づく各種取組を実施している点は評価できる。</li> <li>他方で、労働基準監督署から是正勧告を受ける事案が発生しており、改善措置を直ちに講じるなど迅速な対応が実施されているものの、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の一部における印刷不良について、同種・類似の事象が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。</li> <li>労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことに対し、労働災害の再発防止に取り組むとともに、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図る必要がある。</li> <li>廃棄物排出量が目標値を上回った点について、有価物である損紙屑を廃棄物として処理する状況が継続する中においても、排出量の削減に向けて取り組む必要がある。</li> </ul>				
その他改善事項	該当なし				
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし				
4. その他事項					
監事等からの意見	<p>○監事ヒアリング（令和4年6月10日）における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行券や官報等の各種製品について、誇りと責任感を持って、確実に製造の上納入している点は高く評価している。</li> <li>社会環境の変化に対応し、次世代旅券の開発に向けた準備や官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携等、情報サービスに関する事業への取組を推進している。今後は、よりスピード感を持って対応する必要がある。</li> <li>労働災害について、令和2年度と比較すると件数が減少したが、休業4日以上の労働災害が1件発生し、労働基準監督署から是正勧告を受けている。想定外の労働災害に対応するため、先回りの予防策を考える等、一層の職員の意識改革が必要である。</li> </ul>				
その他特記事項	○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（令和4年7月15日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。				

- ・「環境保全」について、国内外のリサイクル情勢の変化を要因として、有価物である損紙屑を廃棄物として処理せざるを得なかつたとのことだが、地球全体の環境を保全する観点からすれば、損紙屑をリサイクルできるよう模索すべきではないか。
- ・「労働安全の保持」について、労働基準監督署から是正勧告を受けたことから厳しい評価を下しているが、休業4日以上の災害発生件数は前年度より減少しており、発生した災害についても速やかに物的対策を講じている。ただし、令和3年度労働災害発生状況によれば、全国の休業4日以上の労働災害は前年度より増加しているため、国立印刷局においても、労働災害ゼロに向けた各種取組について、引き続き努めていただきたい。
- ・「人事管理」について、男性の育児休業取得率が86.5%であり、令和2年度雇用均等基本調査の結果の12.65%と比較して高いこと、また新規採用者に占める女性の割合が41%と高水準であることは評価できる。一方で、管理的地位にある女性職員の比率は、「国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）」において設定された令和7年度末目標6.6%に対して令和3年度実績は3.8%と低水準で変化がないため、将来の目標を確実に達成する必要がある。
- ・「官報等事業」について、法制執務業務支援システム（e-LAWS）との情報連携や会社決算情報等のGビズインフォとの連携といった、デジタル化の進展を踏まえた情報サービスの拡充は高く評価できる。今後は、インターネット版官報や官報情報検索サービスにおいて、従来のPDF形式からCSV形式によるダウンロードができるようにするなど、国民の利便性をより高めるような取組を推進されたい。

様式3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度				2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>															
銀行券等事業	A	A													
1. 銀行券等事業								I-1-(1)							
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	A○	A○						I-1-(2)							
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等	A	A						I-1-(3)							
(3) 国民に対する情報発信	A	A						I-1-(4)							
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	A○	A○													
2. 銀行券等事業（銀行券以外）								I-2-(1)							
(1) 旅券の製造	A○	A○						I-2-(2)							
(2) その他の製品	B	B													
官報等事業	A	A													
3. 官報等事業								I-3-(1)							
(1) 官報の編集・印刷	A○	A○						I-3-(2)							
(2) その他の製品	B	B													
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>															
1. 組織体制、業務等の見直し								II-1-(1)							
(1) 組織の見直し	B	B						II-1-(2)							
(2) 業務の効率化	B	B													
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>															
1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B												III-1	
2. 短期借入金の限度額	—	—												IV	
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	—												V	
4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	—												VI	
<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>															
1. ガバナンスの強化に向けた取組															
(1) 内部統制に係る取組	B	B												VII-1-(1)	
(2) コンプライアンスの確保	C	B												VII-1-(2)	
(3) リスクマネジメントの強化	B	B												VII-1-(3)	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	B												VII-1-(4)	
(5) 情報セキュリティの確保	B	B												VII-1-(5)	
(6) 警備体制の維持・強化	B	B												VII-1-(6)	
2. 人事管理	B	B												VII-2	
3. 施設及び設備に関する計画	B	B												VII-3	
4. 保有資産の見直し	B	B												VII-4	
5. 職場環境の整備															
(1) 労働安全の保持	C○	C○												VII-5-(1)	
(2) 健康管理の充実	B	B												VII-5-(2)	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	B												VII-5-(3)	
6. 環境保全	B	B												VII-6	
7. 積立金の使途	—	—												VII-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付している。

※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報						
I－1、I－2	銀行券等事業					
業務に関連する政策・施策	(財務省) <b>総合目標4</b> 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 <b>政策目標4－1</b> 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 <b>施策4－1－1</b> 通貨の円滑な供給 <b>施策4－1－2</b> 偽造通貨対策の推進 <b>施策4－1－5</b> 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動 (外務省) <b>基本目標IV</b> 領事政策 <b>施策IV－1</b> 領事業務の充実 <b>施策IV－1－1</b> 領事サービスの充実 <b>施策IV－1－1(3)</b> 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第2項及び第3項	
当該項目の重要度、困難度	<b>【重要度：高】</b> I－1－(1)、I－1－(4)、I－2－(1) <b>【困難度：高】</b> I－1－(1)、I－1－(4)、I－2－(1)			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和3年度事前分析表〔総合目標4〕 令和3年度事前分析表〔政策目標4－1〕 (外務省) 令和3年度事前分析表〔外務省3－IV－1〕 令和3年度行政事業レビューシート 事業番号0129	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
<b>I－1－(1)</b> 財務大臣の定める製造計画の確実な達成							
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率(ただし、受注者側の事情によるものを除く)		100%	100%	100%			
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%			
納期達成率	100%	100%	100%	100%			
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%			
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
売上高（百万円）	57,443	54,979					
売上原価（百万円）	43,411	42,131					
販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717					
営業費用（百万円）	48,919	46,849					
営業利益（百万円）	8,524	8,131					

(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械 印刷機械		99.2% 98.5%	99.4% 98.7%	99.1% 98.3%		従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,205 4,179			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無						
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等											
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回 12月末)		有	有	有							
情報交換の実施回数		2回	4回	4回							
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2回	(対応回数) 0回	(対応回数) 0回							
I-1-(3) 国民に対する情報発信											
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数 開催 出展回数	24,031人 5回 14回	6,673人 4回 3回	11,192人 4回 10回							
博物館におけるアンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	4.56	4.36	4.51							
(参考指標) 出張講演等の実績回数		4回	0回	2回							
(参考指標) ページビュー数、更新回数	ビュー数 更新回数	1,939,651 件 675回	1,632,126 件 709回	1,930,157 件 715回							
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率		100%	100%	100%							
工場見学者アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	4.56	—	4.75							
I-1-(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発											
研究開発計画の策定の有無	有	有	有	有							
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った							
I-2-(1) 旅券の製造											
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%							
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%						

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

ISO9001認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	
I-2-(2) その他の製品					
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、

銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
			<評定と根拠> 評定：A  「銀行券等事業」については、他の製品において保証品質達成率が目標を下回ったものの、適切な対応を行っている。その他の定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 また、銀行券等事業の6項目中3項目は困難度が「高」と設定されていること、1項目は定量的な数値目標を120%以上達成していることを踏まえ、4項目を「A」と評価している。 以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中5項目を「A」、他の1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認めら	評定 A  「銀行券等事業」については全6項目中5項目が「A」評価となっているほか、一部未達の定量的指標があったものの、他の定量的指標及び定性的な取組のいずれも、事業計画における所期の目標を達成している。 銀行券等各種製品の製造に際しては品質管理等にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させており、受注数量を納期までに確実に納入したことが高く評価できる。 また、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資の実施など各種取組を着実に進めているほか、新しい銀行券に関する認知度向上に向けたデザイン・偽造防止技術のホームページ配信など、情報発信にも積極的に取り組んでいる。	評定 A  以上のことから、「銀行券等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。

				れることから「A」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	-------------------------------------	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報						
I－1－(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成					
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－1 通貨の円滑な供給			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号及び第6号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和3年度事前分析表〔総合目標4〕 令和3年度事前分析表〔政策目標4－1〕	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	売上高（百万円）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）			100%	100%	100%				売上高（百万円）	57,443	54,979			
製造計画達成度		100%	100%	100%	100%				売上原価（百万円）	43,411	42,131			
納期達成率		100%	100%	100%	100%				販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717			
保証品質達成率		100%	100%	100%	100%				営業費用（百万円）	48,919	46,849			
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%				営業利益（百万円）	8,524	8,131			
	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%				従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無	無									

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
			業務実績	自己評価																									
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  1. 銀行券等事業（銀行券） (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 銀行券の製造について、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進する。  ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。 これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  1. 銀行券等事業（銀行券） (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進します。  ① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。 設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組みます。 また、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質	評価指標の凡例： ●定量的指標 ○定性的指標	(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 ① 銀行券の製造等 イ 設備投資の的確な実施 主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って策定した令和3年度の設備投資計画に基づき、本局で各機関の進捗を管理することにより、改刷の円滑な実施に向けた設備投資を含め、銀行券製造に係る設備投資を的確に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち一件ごと、投資の必要性、仕様や調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能化により生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。 なお、令和3年度に計画した1億円以上の銀行券製造設備の導入は下表のとおりであり、受注業者の事情（半導体不足による部品調達の遅れ）により受入時期が遅れることとなった東京工場のインキ製造設備（令和4年3月が令和4年4月に変更）を除き、計画どおり受入れ（注1）を完了し、受入率は100%となった（参考指標 令和2年度：100%）。	<評定と根拠> 評定：A  中期設備投資計画に基づき令和3年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、改刷に向けた各種取組を確実に実施するとともに、製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施して財務大臣が定める製造計画を確実に達成し、日本銀行との契約の履行を完遂している。  製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。  秘密管理に関する研修や点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を着実に実施している。また、倉庫出入管理装置の適切な運用により、銀行券製造工程における製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティ管理の徹底が図られている。  以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の	評定 A  <評価の視点> 柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。  <評価に至った理由> 主目標である日本銀行券の製造については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても防止策を講じつつ、以下の取組を的確に実施したことにより、財務大臣が定めた数量のすべてを納期までに日本銀行へ確実に納品している。 具体的な取組としては、中期設備投資計画に基づいた進捗状況の管理を元的に実施しているとともに、計画額1億円以上の重要案件の実行に際しては設備投資委員会において投資の必要性や費用対効果等の再検証を行い、随時計画の見直しを行った上で投資を実行しているなど効果的な取組が行われている。 また、設備の運用にあたっては、定期点検に加えて自主的な保全点検を踏まえた修繕を計画的に実施しており、生産設備の可動率がほぼ100%となるなど銀行券製造設備の安定稼働や機能維持が保たれている。 さらに、長期連続操業や二交替勤務などの実施により柔軟で機動的な製造体制を引き続き維持し、標準点検を実施しているほか、現行券製造と改刷準備を両立させるなど、品質管理及び製造工程管理の徹底も図られている。 秘密管理担当者を対象とした研修や規則等の遵守状況にかかる自主点検、																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貼付機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>インキ製造設備</td> <td>小田原工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>裁刻機</td> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づき定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p>	件名	機関	台数	貼付機	東京工場	1 台	小田原工場	1 台	彦根工場	1 台	銀行券検査仕上機	東京工場	2 台	小田原工場	1 台	静岡工場	1 台	彦根工場	2 台	インキ製造設備	小田原工場	2 台	裁刻機	小田原工場	1 台	
件名	機関	台数																											
貼付機	東京工場	1 台																											
	小田原工場	1 台																											
	彦根工場	1 台																											
銀行券検査仕上機	東京工場	2 台																											
	小田原工場	1 台																											
	静岡工場	1 台																											
	彦根工場	2 台																											
インキ製造設備	小田原工場	2 台																											
裁刻機	小田原工場	1 台																											

	<p>で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p>	<p>率)</p> <p>○品質管理の徹底に向けた取組</p>	<p>なお、生産設備の可動率（注 3）については、抄紙機において 99.1%、銀行券印刷機において 98.3% であった。</p> <p>（参考指標 令和 2 年度：抄紙機 99.4%、銀行券印刷機 98.7%）</p> <p>（注 1）受入れ</p> <p>検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>（注 2）自主保全</p> <p>製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>（注 3）生産設備の可動率</p> <p>機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標</p> <p>生産設備の可動率 = （生産計画上の稼働日数 - 故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>□ 品質管理及び製造工程管理の徹底</p> <p>品質管理及び製造工程管理については、現行券の製造と改刷に向けた各種確認実験が輻輳する中、計画どおり確実に遂行した。特に、発生した課題に対しては、本局と各工場間でリモート会議により、速やかに情報共有を行いつつ、改善に向け取り組んだ。</p> <p>また、作業現場においては、標準（注 4）に定める手順により確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注 5）において作業の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>（注 4）標準</p> <p>作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>（注 5）標準点検</p> <p>作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月 1 回以上点検するもの</p> <p>ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組</p> <p>改刷の円滑な実施に向けて、検査装置類を含め製造設備を導入し、各種確認実験を通して製造条件を確立し、品質管理方法や標準の整備を進めた。</p> <p>なお、新一万円券の製造準備が整ったことから、令和 3 年 9 月 1 日に東京工場において「新日本銀行券印刷開始式」を開催した。</p> <p>政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は、職員同士の接触機</p>	<p>確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることに加え、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の状況下においても目標を達成するとともに、改刷の円滑な実施に向けた各種取組を確実に実施していることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>作業考査等を実施したほか、セキュリティ強化の観点から導入した倉庫出入管理装置を適切に運用するなど情報及び製品等の管理徹底に取り組んだ結果、秘密情報の漏えいや製品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>なお、新しい一万円券の製造準備が整ったことから、令和 3 年 9 月 1 日、東京工場において「新日本銀行券印刷開始式」を開催した。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、困難度が高い目標設定をしている中で事業計画における所期の目標を達成しており、「A」評価とする。</p>
--	---	---------------------------------	--	---	---

<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的な事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>(100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 納期達成率 (100%)</li> <li>● 保証品質達成率 (100%)</li> </ul> <p>○ 緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○ 具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>● 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、現行券の安定製造に努め、財務大臣の定める製造計画数量(30億枚)の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。また、改刷の円滑な実施に向けた取組も確実に進めた。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持</p> <p>財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。</p> <p>(注6) 長期連続操業</p> <p>土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して、秘密管理に対する意識向上を図るための研修を実施(10月～11月)。</li> <li>・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検の実施(11月)。</li> </ul> <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止</p> <p>製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程に基づき確実に作業を実施しており、作業考査（注7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。</p> <p>なお、紛失・盗難等の発生はなかった。</p> <p>(注7) 作業考査</p> <p>作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立</p>	

			場から年4回点検するもの		
--	--	--	--------------	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報					
I－1－(2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等				
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号、第7号、第2項及び第3項
当該項目の重要度、困難度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和3年度事前分析表〔総合目標4〕 令和3年度事前分析表〔政策目標4－1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指標)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 (年1回12月末)		有	有	有				売上高（百万円）	57,443	54,979			
(参考指標) 情報交換の実施回数		2回	4回	4回				売上原価（百万円）	43,411	42,131			
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2回	0回	0回				販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等  ① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。  ② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局へ的確に情報提供等を行う。	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等  ① 通貨当局と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。  ② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートの提出を行います。	○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上  ●現金取扱機器の製造事業者への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）  ○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））	(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等  ① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局と密接に連携し、これまで開発してきた偽造防止技術を精査して新日本銀行券（以下「新様式券」という。）の仕様に反映させた。加えて設備投資を着実に進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等に対して情報交換（4回：4月、6月、7月、令和4年1月）を行った。  ロ デザイン力の強化 デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。  ② 銀行券の動向に関する情報提供等 イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 欧洲の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される欧洲銀行券会議の銀行券材料委員会及び銀行券セキュリティ委員会（10月開催）へのオンラインによる参加等を通じ、諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、参画を予定していたその他の国際会議については、延期や中止となった。また、予定していた外国銀行券関係機関への訪問を中止した。  ロ 通貨当局への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等について、関係省庁等連絡会議において通貨当局へ情報提供した（10月）。  ハ セキュリティレポートの提出	<評定と根拠>評定：A  改刷の円滑な実施に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、通貨当局と密接に連携し、新様式券の偽造防止技術の精査、設備投資を着実に進めるとともに、現金取扱機器の製造事業者等と情報交換を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く評価できる。  国内外から得られた銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。	評定 A  <評価の視点> 偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るために方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。 国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨行政当局への情報提供を行ったか。 外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。  <評価に至った理由> 国内外の銀行券の流通状況や偽造防止技術の動向については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中であっても可能な範囲で国際会議に参加し、積極的に情報を収集している。収集された情報はセキュリティレポート等として通貨当局に提出されているほか、今後の研究開発の方向性等にかかる意見交換を行い認識の共有化を図っているなど、通貨当局と一体となつた取組を進めている。 また、本年度においても、令和6年度上期に予定している改刷の実施に向けて、通貨当局と連携しつつ偽造抵抗力強化にかかる取組を確実に進めているほか、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資も着実に実施していることは評価できる。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していることに加え、令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局との連携を着実に実施し

	<p>イレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>○国際協力への対応 (参考指標: 対応の内容と回数)</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等(以下「外国政府等」という。)による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認(4月)し、国内外から情報収集した内容等を踏まえてセキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出(12月)するとともに、内容について通貨当局へ説明(令和4年2月)を行った(参考指標 令和2年度: 令和2年12月提出、令和3年2月説明)。</p> <p>③ 国際協力に関する取組等 外国の銀行券関連機関からの研修及び視察に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、要請がなかった(参考指標 令和2年度: 研修0回、視察0回)。</p>	<p>に対する偽造動向等収集した情報の提供を行ったことなど、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進していることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>ていると認められることから「A」評価とする。</p>
--	---	---	--	---	-------------------------------

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報						
I－1－(3)	国民に対する情報発信					
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)			独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第2号及び第7号	
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー		(財務省) 令和3年度事前分析表〔総合目標4〕 令和3年度事前分析表〔政策目標4－1〕		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		24,031人	6,673人	11,192人				売上高(百万円)	68,217	65,604		
	開催		5回	4回	4回				売上原価(百万円)	50,783	49,136		
	出展回数		14回	3回	10回				販売費及び一般管理費(百万円)	12,803	11,715		
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	4.36	4.51				営業費用(百万円)	63,586	60,850		
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	0回	2回				営業利益(百万円)	4,631	4,754		
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,939,651件	1,632,126件	1,930,157件				従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,205	4,179		
	更新回数		675回	709回	715回								
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%	100%								
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	—	4.75								

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。	(3) 国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。  具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。  また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。  銀行券印刷工場においては、感染症対策を徹底した上で見学を受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組みます。  また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努め	○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）  ●博物館における	(3) 国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 (イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催 ・ 博物館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、4月15日から7月27日まで臨時休館を行ったが、公益財団法人日本博物館協会が策定する「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた物的対策等の感染症対策を講じた上で7月28日から再開した。 ・ 再開後は、来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示等について、4回開催した（参考指標 令和2年度：4回）。 ・ 国民への情報提供の機会として、「第44回お金と切手の展覧会（三重県四日市市）」（8月）等のイベント出展等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、主催者側の判断により中止となった。  なお、外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を10回行った（参考指標 令和2年度：3回）。  (ロ) 来館者確保のための取組 ・ 博物館の再開に際して、これまで実施してきた職員へのフェイスシールドの着用、フロアマーカーやアクリル板の設置等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を確実に講じるとともに、検温、マスク着用、手指消毒等の徹底についてホームページに掲載し、また、館内への掲示に加え、入口付近にサーマルカメラ、二酸化炭素濃度測定器、サーチュレータを設置するとともに、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象期間中の開館に限り、来館者に氏名及び連絡先の記入を求める等、更なる感染拡大の防止に取り組んだ。 ・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対して開催案内等を配布しPR活動を行った。 ・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行し（7月、12月）、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。  以上の取組により、博物館来場者数は、11,192人となった（参考指標 令和2年度：6,673人）。  (ハ) 来館者の満足度	<評定と根拠>評定：A  来館者アンケートの結果（5段階評価による平均評価 4.51）については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を確実に講じつつ、趣向を凝らした特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関に対してPR活動等の各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。  さらに、博物館の再開に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている。  ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行った。  令和2年3月から休止していた工場見学については、令和4年1月に見学受入れを再開したが、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、同月中に休止するなど、感染拡大の状況に応じた対応を図ってい	評定 A  <評価の視点> 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。  <評価に至った理由> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、博物館については臨時休館していたが、感染症対策や拡大防止策を講じたうえで、再開した。再開後、特別展示等の開催、近隣の自治体や教育機関等に対して積極的にPR活動を実施するなどの取組により、博物館の来場者からのアンケート結果は、所期の定量目標を上回る成果を挙げている（129%）。  また、工場見学については、一定の再開期間における工場の見学者からのアンケート結果が所期の定量目標を上回る成果を挙げている（136%）。  ホームページに寄せられた各種問合せに対して、連絡先が不明などの理由により回答が困難なものを除き、全てに回答していることに加え、ソーシャルネットワーキングサービスを通じた情報発信は評価できる。  さらに、新しい銀行券に関する認知度向上に向けて、デザインや偽造防止技術、新日本銀行券印刷開始式の模様をホームページ配信する等、積極的な広報活動に努めている。  なお、創立150年を記念して「国立印刷局創立150年記念式典」を東京工場において挙行し、その模様をホームページで配信している。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を大きく上回る

	<p>ます。</p> <p>アンケート結果 (5段階評価で 平均評価3.5 超)</p> <p>○国民に対する情 報発信の充実 (参考指標:出 張講演等の実績 回数)</p>	<p>各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.51であった。(参考指標 令和2年度:4.36)</p> <p>なお、休止していた体験装置については、押しボタン式から足踏み式に改良し使用を再開した(8月)。</p> <p>(二) 出張講演の実施</p> <p>国民に対する情報発信の一環である出張講演については、お札の製造工程、偽造防止技術及びお札の成り立ちに関する出張講演を2回開催した(参考指標 令和2年度:0回)。</p> <p>□ ホームページ等による情報提供</p> <p>(イ) ホームページの充実</p> <p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を通じた情報発信については、国立印刷局フェイスブック及びツイッターにより、イベント情報、製品及び製造工程の紹介等の情報を中心として記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した(フェイスブック計61件・ツイッター計63件記事掲載)。</li> <li>・ 総務省が策定したガイドライン(みんなの公共サイト運用ガイドライン)において推奨される規格に基づくウェブアクセシビリティ(注)の向上を図るため、工場見学及び博物館のページについて、色覚多様性に配慮した画像濃淡(コントラスト)の明確化等の対応を図った(令和4年3月)。</li> <li>・ 創立150年を迎えたことから、創立150年記念サイトを開設し(7月)、国立印刷局の創設から現在までの歩み、記念行事等に関する特集ページを掲載し、コンテンツの充実を図った。</li> </ul> <p>○ホームページの 充実(参考指標: ページビュー 数、更新回数)</p> <p>ホームページのページビュー数は、1,930,157件、更新回数は715回となった(参考指標 令和2年度:ページビュー数1,632,126件、更新回数709回)。</p> <p>(注) ウェブアクセシビリティ</p> <p>高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること</p>	<p>る。</p> <p>子供向けの広報については、令和2年度末に配信を開始した「オンライン工場見学」に加え、「令和3年度こども霞が関見学デー」にオンライン方式で参画するなど情報発信に努めている。</p> <p>機会を捉えて、新様式券に関する認知度向上に向けた広報活動に努めている。</p> <p>令和3年度は、創立150年という国立印刷局の節目の年であることを契機として、記念式典の挙行や創立150年記念サイトの開設など、国立印刷局に対する国民の理解を一層深める取組を行っている。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>成果を得ていることに加え、新しい銀行券に関する情報のホームページ配信等の取組が評価できることから「A」評価とする。</p>
--	---	---	---	--

	<p>○外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率）</p> <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p>	<p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況</p> <p>国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（388件）のうち、連絡先不明等により回答が困難なもの（140件）を除き、全ての問合せ（248件）に回答した。</p> <p>この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。</p> <p>ハ 工場における広報活動</p> <p>東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において実施している工場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からその受入を休止していたが、令和4年1月、感染拡大防止対策を徹底した上で工場見学の受入を再開した。</p> <p>しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、同月中に見学受入れを休止した。</p> <p>再開した工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5段階評価による平均評価が4.75であった（令和元年度：4.56）。</p> <p>ニ 子供向け広報の充実</p> <p>令和6年度上期を目指として新様式券が発行されることを契機として、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供に向けた広報の充実に努めた。</p> <p>「令和3年度こども霞が関見学デー」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式で参画し、「はっけんお札の秘密～国立印刷局オンライン工場見学～」と題するコンテンツをホームページ上で公開した（8月）。</p> <p>なお、行政機関が主催した取組への参画、地域イベント開催時における出展など、子供向けの広報活動を実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施を取り止めた。</p> <p>中止となった主なイベントは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第44回お金と切手の展覧会（三重県四日市市）</li> <li>・ 金融学習バスツアー</li> </ul> <p>ホ 新日本銀行券印刷開始式</p> <p>新一万円券の製造準備が整ったことから、令和3年9月1日に東京工場において「新日本銀行券印刷開始式」を開催した。</p> <p>また、新様式券に関する認知度向上に向けて、新様式券のデザインや偽造防止技術、印刷開始式の模様をホームページで配信した（9月）。</p> <p>ヘ 創立150年記念行事</p> <p>創立150年を記念して「国立印刷局創立150年記念式典」を東京工</p>	
--	--	---	--

			<p>場において挙行した。記念式典では、秋篠宮皇嗣殿下から国立印刷局役職員に対してビデオによるおことばを賜るとともに、式典終了後、秋篠宮皇嗣同妃両殿下にオンラインで東京工場を御視察いただいた。</p> <p>また、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を一層深めるため、記念式典の模様をホームページで配信した（11月）。</p>		
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報					
I－1－(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発				
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4－1－2 偽造通貨対策の推進			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。			関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和3年度事前分析表〔総合目標4〕 令和3年度事前分析表〔政策目標4－1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指標)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	有	有	有	有				売上高（百万円）	57,443	54,979			
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った				売上原価（百万円）	43,411	42,131			
								販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717			
								営業費用（百万円）	48,919	46,849			
								営業利益（百万円）	8,524	8,131			
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
			業務実績	自己評価															
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発  偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。	(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発  独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。  また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。  なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。	●研究開発計画の策定の有無	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 イ 研究開発の実施 研究開発の実施に当たっては、令和3年3月に策定した研究開発計画に沿って5分野13件の研究課題に取り組んだ（令和2年度：5分野10件）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発</td> <td>1件（1件）</td> </tr> <tr> <td>設備開発</td> <td>3件（3件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>1件（1件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>2件（3件）</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>6件（2件）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13件（10件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は、令和2年度実績</p> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の開発 近年の技術動向等を踏まえ、新たな偽造防止技術の創出及び製造適性の検証に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 設備開発 高品質で均質な製品の製造を維持するために必要となる各工程の生産設備、生産プロセス全体の効率化・合理化に向けた製造設備等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化 印刷技術について、製造工程における電力量削減など、環境負荷低減に向けた新たなインキ開発に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発 旅券の高機能化、仕様変更等に反映するため、偽変造防止技術及び製品仕様の整理並びに製造技術及び品質管理方法の確立に向けて取り組むとともに、デジタル技術を活用した偽造防止技術の開発に取り組んだ。</p> <p>(ホ) 基礎的研究 各種技術及び製品の調査・分析を進めるとともに、新たな材料の検討などの基礎的研究に取り組んだ。</p>	分野	件数	偽造防止技術の開発	1件（1件）	設備開発	3件（3件）	製紙・印刷技術の高度化	1件（1件）	製品開発	2件（3件）	基礎的研究	6件（2件）	計	13件（10件）	<p>&lt;評定と根拠&gt;評定：A</p> <p>研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中長期的視点に立て中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めたこと、行政のデジタル化等の社会環境の変化を踏まえ、デジタル技術を活用した偽造防止技術の開発を進めたことは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究課題等の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、P D C Aサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願したほか、紙パルプ技術協会から1件の表彰を受けたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 研究開発にかかる計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 研究開発については、策定した研究開発計画に沿って5分野13件の全件について的確に進めており、特許出願や学会報告を行うなどの成果を挙げている。 特に、新規機能性材料に関する研究が、「2020年紙パルプ技術協会賞」を紙パルプ技術協会から受賞されたことは高く評価できる。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発評価委員会において各研究課題に対して事前及び中間、事後の各評価が行われているほか、評価結果は各研究開発実施機関にフィードバックされるとともに翌年度の研究開発計画等に反映されるなど、P D C Aサイクルが適切に機能していると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
分野	件数																		
偽造防止技術の開発	1件（1件）																		
設備開発	3件（3件）																		
製紙・印刷技術の高度化	1件（1件）																		
製品開発	2件（3件）																		
基礎的研究	6件（2件）																		
計	13件（10件）																		

	<p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p> <p>●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p>口 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映</p> <p>令和3年度に終了する課題の事後評価、令和4年度に継続を予定する課題の中間評価及び令和4年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関にフィードバックした（12月）。</p> <p>また、開発の方向性の見直しが生じた研究課題に対して、取組内容及び計画を再検討し、令和4年度の研究開発計画等へ適切に反映した（令和4年3月）。</p> <p>(ロ) 研究開発活動の成果</p> <p>令和3年度終了予定の課題7件に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値）が終了案件の費用の合計を約2%上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用</p> <p>創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等において報告した。</p> <p>(イ) 特許出願状況</p> <p>次の各分野における特許について、合計50件の出願を行った（令和2年度：42件）。</p> <table border="1" data-bbox="1333 1291 2112 1639"> <thead> <tr> <th>分野</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発</td><td>4件（10件）</td></tr> <tr> <td>設備開発</td><td>16件（7件）</td></tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td><td>1件（3件）</td></tr> <tr> <td>製品開発</td><td>28件（14件）</td></tr> <tr> <td>基礎的研究</td><td>1件（8件）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>50件（42件）</td></tr> </tbody> </table> <p>※（）内は、令和2年度の年間実績</p> <p>(ロ) 会議、学会での報告</p> <p>有用な研究開発成果4件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり学会等において報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1318 1875 2207 2082"> <thead> <tr> <th>学会等</th><th>報告内容</th><th>実施月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙パルプ技術協会 (注1)</td><td>用紙材料の処理方法と用紙特性の関係に関する発表</td><td>6月</td></tr> <tr> <td>日本印刷学会</td><td>凹版インキの環境負荷低減に関する</td><td>7月</td></tr> </tbody> </table>	分野	件数	偽造防止技術の開発	4件（10件）	設備開発	16件（7件）	製紙・印刷技術の高度化	1件（3件）	製品開発	28件（14件）	基礎的研究	1件（8件）	計	50件（42件）	学会等	報告内容	実施月	紙パルプ技術協会 (注1)	用紙材料の処理方法と用紙特性の関係に関する発表	6月	日本印刷学会	凹版インキの環境負荷低減に関する	7月	<p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
分野	件数																									
偽造防止技術の開発	4件（10件）																									
設備開発	16件（7件）																									
製紙・印刷技術の高度化	1件（3件）																									
製品開発	28件（14件）																									
基礎的研究	1件（8件）																									
計	50件（42件）																									
学会等	報告内容	実施月																								
紙パルプ技術協会 (注1)	用紙材料の処理方法と用紙特性の関係に関する発表	6月																								
日本印刷学会	凹版インキの環境負荷低減に関する	7月																								

			(注 2)	発表		
				新規スクリーン版面の製造技術に関する発表	7月	
				紙メディアの付加価値に関する発表	11月	

(注 1) 紙パルプ技術協会  
紙パルプに関する産業技術及び学問の交流を促進し、これら産業の発展を図ることを目的として活動を行っている国内団体

(注 2) 日本印刷学会  
印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会

また、令和 2 年 6 月に紙バ技誌（紙パルプ技術協会発刊）に寄稿した新規機能性材料に関する研究（「セルロースナノファイバーと機能性材料の複合体の開発」）について、特に優秀な報文と認められ、「2020 年紙パルプ技術協会賞」を受賞した（7 月）。

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報				
I－2－(1)	旅券の製造			
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標IV 領事政策 施策IV－1 領事業務の充実 施策IV－1－1 領事サービスの充実 施策IV－1－1（3）国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 令和3年度事前分析表〔外務省3－IV－1〕 令和3年度行政事業レビューシート 事業番号0129

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%				売上高（百万円）	57,443	54,979			
納期達成率	100%	100%	100%	100%				売上原価（百万円）	43,411	42,131			
I S O 9 0 0 1 認証の維持・更新の有無	有	有	有	有				販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717			
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%				営業費用（百万円）	48,919	46,849			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無				営業利益（百万円）	8,524	8,131			
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2. 銀行券等事業（銀行券以外）  (1) 旅券の製造  旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO 9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。  さらに、次世代旅券の開発等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。	2. 銀行券等事業（銀行券以外）  (1) 旅券の製造  旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実に行います。  ISO 9001の運用及び認証の継続、作業考查や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。  さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。  次世代旅券（注1）については、集中作成（注2）を含め外務省と協議を進めつつ、外務省のシステムとの情報連携に向けた接続試験を行うなど、設備開発及び技術確立並びに設備の稼働に向けた体制の整備に向けて取り組みます。  (注1) 次世代旅券	●受注数量製造率（100%）  ●納期達成率（100%）  ●ISO 9001認証の維持・更新の有無  ●保証品質達成率（100%）  ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	<p>(1) 旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、政府により発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら外務省との契約に基づく数量を納期までに納入した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅券の受注量が激減したこと及び令和6年度に発給開始予定の次世代旅券（注1）の開発・準備を進める必要があることから、製造工場における二交替勤務体制を解除した上で、次世代旅券の開発等に向けて人員をシフトするなどの対応を行った。</p> <p>（参考）受注数量 230千冊</p> <p>（注1）次世代旅券</p> <p>新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>ロ 品質管理等の徹底</p> <p>ISO 9001（注2）の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理等の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 9001認証については、維持審査を受審し、認証を継続した。</li> <li>本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会（4月、令和4年3月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。</li> <li>工場において四半期ごとに作業考查を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。</li> </ul> <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。</p> <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>（注2）ISO 9001</p> <p>製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;評定：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、受注した数量を納期までに確実に納入したことは評価できる。</p> <p>I SO 9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な情報共有や作業考查等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>次世代旅券については、冊子仕様案を作成の上、試作冊子の作製につなげるなど、着実に冊子開発に取り組んでいる。また、データページの作製、集中作成に必要なシステム・設備及び冊子製造に必要な設備の調達手続等を計画的に行っており組んでいる。</p> <p>以上のとおり、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>旅券の仕様変更に備えた取組を行ったか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>主目標である旅券の製造については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても防止策を講じつつ、納期までに規格内製品を確実に納品している。</p> <p>また、品質管理等の徹底についてもISO 9001の認証を継続したことに加え、情報の共有化や継続的な業務改善に取り組んでいるほか、情報漏えいや製品の紛失・盗難も発生しておらず、国民や社会の信頼を維持したものと認められる。</p> <p>次世代旅券については、試作冊子を作製したほか、冊子製造や集中作成に必要な設備等の調達手続を計画的に行っており、外務省とも連携しながら旅券作成管理システムの受入れを完了するなど、開発に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>

	<p>新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注2) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p>	<p>○次世代旅券の開発等に向けた取組</p>	<p>ハ 次世代旅券の開発等に向けた取組 次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、冊子開発、装置開発等に取り組んだ。具体的な取組事項については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代旅券の冊子の基本仕様を外務省に説明したところ（4月）、同省から公文書で特段の意見はない旨の回答を得たことから（6月）、当該仕様を基本とした試作冊子を設計・作製した（令和4年3月）。</li> <li>・ データページの諸材料調達における技術審査の実施に向け、審査方法やスケジュール等の検討を進めた（令和4年3月）。</li> <li>・ 冊子製造設備（3台）のうち、冊子番号仕上機については契約を締結し（4月）、丁合表紙貼機については中間検査を実施（10月）するなど調達手続を進め、すべての冊子製造設備（3台）について、令和4年度第2四半期までに受入れが完了できるよう、各製造業者と調整を進めた（令和4年3月）。</li> <li>・ 集中作成（注3）に使用する大型作成機については、7月の受入れ以降、旅券作成管理システムとの連携テスト、外務省旅券発給管理システムとの総合テスト（12月）及び国立印刷局内における運用テストを実施し、旅券作成管理システムの受入れを完了した（令和4年3月）。</li> <li>・ 國際標準化や諸外国の動向等を調査するため、国内外の会議に参画した。具体的には、オンラインにより、国内ではIC旅券調査委員会（注4）等に参画（27回）したほか、海外ではICAO等の会議に参画（4件）した。</li> <li>・ 次世代旅券製造や集中作成に係る製造体制、各種研修方法（操作技術、品質・数量管理）等について関係機関間で協議を進めた。</li> <li>・ 現行の旅券製造に従事する職員を次世代旅券の製造設備の立ち上げ、旅券作成管理システムとの連携テスト及び運用テストに参画させ、各種ノウハウを習得させた上で実製造を想定した視点での工程設計を進めるとともに、システム設計・開発に関する人材を育成した。</li> </ul> <p>(注3) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注4) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	-------------------------	---	--------------------------------	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報					
I－2－(2)	その他の製品				
業務に関連する政策・施策	－			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項
当該項目の重要度・困難度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指數)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%				売上高（百万円）	57,443	54,979			
納期達成率	100%	100%	100%	100%				売上原価（百万円）	43,411	42,131			
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%				販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717			
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無				営業費用（百万円）	48,919	46,849			
								営業利益（百万円）	8,524	8,131			
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) その他の製品  切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。	(2) その他の製品  切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。  また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。  偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。	●受注数量製造率（100%）  ●納期達成率（100%）  ●保証品質達成率（100%）  ●情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止するための対応	(2) その他の製品  イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入  切手等の製品については、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに確実に製造・納入した。  ロ 発注者の要望を踏まえた提案  ・ 各種証明書類等  地方行政のデジタル化促進を背景に、地方自治体から、各種証明書の発行方法に関する問合せを受けたことから、電子納税証明書モデル（注）を活用した技術及び製品の提案を行った（10月）。  偽造品の発生を背景に、公益法人から、通知書の偽造防止対策に関する問合せを受けたことから、可変セキュリティ型の偽造防止技術を採用した製品を提案したところ、採用されることとなった（令和4年2月）。  (注) 電子納税証明書モデル  令和2年度に国税庁から受注した電子納税証明書について、令和3年7月からe-taxで提供開始するための対応として、国立印刷局が市販プリンタ等で出力可能な偽造防止技術を付与した証明書データインデータを作成及び提供するモデル  ハ 品質管理等の徹底  ・ 本局及び工場間における品質管理打合せ会（4月、令和4年3月）を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。 ・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 ・ 製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかったため、直ちに不良製品を特定し、再度製造・納入した結果、市中への流出はなかった。また、速やかに発生原因の調査、再発防止策を取りまとめ、発注者に報告するとともに、本局及び工場に同様の事象を発生させないよう周知徹底を図った。  なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。	<評定と根拠> 評定：B  切手等の製品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに確実に製造・納入している。  なお、令和3年度に製造した製品の一部に印刷不良が発生したものの、直ちに不良製品を特定し、再度製造・納入した結果、市中への流出はなく、その影響を最小限にとどめている。あわせて、迅速に原因を究明し、発注者への再発防止策の説明を行う等、必要な対応を図っている。  発注者の要望を的確に把握するとともに、国立印刷局の技術力を活かした提案を行っている。  PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会による情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。	評定 B  <評価の視点> 徹底した品質・製造管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。  <評価に至った理由> 切手等の製品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても防止策を講じつつ、柔軟な製造体制の下で契約に基づく確実な製造及び納品が行われている。本局・工場間を含め、各種打合せを通じて製造プロセスの改善を継続的に行うなど品質管理及び情報管理の徹底が図られた結果、情報の漏えいや製品の紛失・盗難も発生していない。  なお、作業工程上のミスにより、令和3年度に製造した製品の一部に印刷不良が発生したが、速やかに不良製品を特定の上、再度製造・納入した結果、市中への流出はなかった。また、迅速に発生原因を調査の上、作業手順を見直した再発防止策を策定し、迅速な対応を行っていると認められる。  以上を踏まえ、本項目については、保証品質達成率が下回ったものの、他の指標はすべて達成しているほか、全体としては事業計画の所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人が自ら課題としているとおり、同種・類似の印刷不良が発生しないよう、再発防止の徹底に取り組むことが

		失・盗難発生の有無	<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標が一部未達成であったものの、その後の対応を適切に行っており、また、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>製品の印刷不良を発生させたことについて、同様の事象が生じないよう再発防止の徹底を図る必要がある。</p>	求められる。
--	--	-----------	--	--------

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報							
I－3	官報等事業						
業務に関連する政策・施策	－				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）	
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】 I－3－（1） 【困難度：高】 I－3－（1）				関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I－3－（1）官報の編集・印刷													
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%	100%	100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,774	10,625			
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,372	7,004			
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）	745	758			
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値] 59件	[58] 53件	[58] 55件				営業費用（百万円）	8,117	7,762			
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下 (100以下)	[各年度目標値] 0.23 (96)	[0.22] 0.14 (64)	[0.19] 0.15 (79)				営業利益（百万円）	2,657	2,863			
ISMS認証の維持・更新の有無	有	有	有	有				従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179			
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無	無	無								
I－3－（2）その他の製品													
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%								
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%								
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%								

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、省庁用官報原稿オンライン受付システムの利便性向上を図るなど、業務プロセスの改善などに着実に取り組むとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携を開始した。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応し、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえた取組を確実に進めるとともに、デジタル庁からのベース・レジストリの早期構築への協力要請に対する準備や財務省からの要請による行政文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>評定 A</p> <p>「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>官報等各種製品の製造に際しては、品質管理等にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させていると認められる。</p> <p>また、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携や、法案誤りの再発防止に向けた取組のほか、ベース・レジストリの早期構築への協力を始めとした、事業計画に基づく各種取組を実施している点は評価できる。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。</p>	

### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
I－3－(1)	官報の編集・印刷												
業務に関連する政策・施策	—			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）								
当該項目の重要度・困難度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>			関連する政策評価・行政事業レビュー	—								
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報													
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度						
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%	100%	100%	100%									
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%									
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%									
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年 平均以上	[各年度目標値] 59件	[58] 53件	[58] 55件									
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 (100以下)	[各年度目標値] 0.23 (96)	[0.22] 0.14 (64)	[0.19] 0.15 (79)									
ISMS認証の維持・更新の有無	有	有	有	有									
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無	無									
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）													
	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度								
売上高（百万円）	10,774	10,625											
売上原価（百万円）	7,372	7,004											
販売費及び一般管理費（百万円）	745	758											
営業費用（百万円）	8,117	7,762											
営業利益（百万円）	2,657	2,863											
従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179											

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
			業務実績	自己評価										
3. 官報等事業  (1) 官報の編集・印刷  平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。  また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。  さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。	3. 官報等事業  (1) 官報の編集・印刷  官報については、掲示すべき時間での官報掲示達成度（100%）  国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。  また、行政のデジタル化の進展に対応しつつ、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。  さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。  作業考查や点検等を通して	●掲示すべき時間 イ 官報の確実な掲示  掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外については、内閣府の要請に基づき、入稿当日に製造・掲示した。  さらに、平常時はもとより、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中を含め、職員の接触機会を可能な限り抑制するため、物理的な対策を講じるなど職場環境を整備し、感染拡大防止策を徹底した上で、官報の迅速かつ確実な掲示を行った。  なお、発行された官報は886件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は115件（うち41件は入稿当日に発行）であった。  【内訳】 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>件 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>本 紙</td><td>242件</td></tr><tr><td>号 外</td><td>287件</td></tr><tr><td>特別号外</td><td>115件（うち41件は入稿当日に発行）</td></tr><tr><td>政府調達公告版</td><td>242件</td></tr></tbody></table> ○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持  緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。  具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った（9月）。</li><li>緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った（10月）。</li><li>緊急時における官報製造手順の定着化を図るため、政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し、緊急官報製造訓練を実施した（令和4年2月）。</li></ul> ハ 官報電子配信の安定稼働	種 別	件 数	本 紙	242件	号 外	287件	特別号外	115件（うち41件は入稿当日に発行）	政府調達公告版	242件	<評定と根拠> 評定 : A  新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等、国民生活に大きな影響を与える事項や、自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外についても確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。  緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。  インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の	<評価の視点> 評定 A  情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。 非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。 作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。  <評価に至った理由> 内閣府との連携を図りつつ、人員の部門間交流を通じて多能化を推進するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても柔軟な製造体制を維持したことにより、新型コロナウイルス感染症対策関連等の特別号外を含め886件全ての官報を掲示すべき時間に掲示している。また、関係部門間による連絡会において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を進めた結果、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.15箇所と過去5年間の実績平均値0.19箇所を下回っている。ISMS認証を継続したほか、各種研修や秘密管理点検などの取組を確実に行った結果、公開前情報の漏えいや紛失は発生していない。 また、官報原稿の電子入稿を促進する観点から、省庁用官報原稿オンライン受付システムの機能の拡充や、利用者からの問い合わせ対応等利便性の向上に努めるなど、取組を着実に実施している。 加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携を開始している。
種 別	件 数													
本 紙	242件													
号 外	287件													
特別号外	115件（うち41件は入稿当日に発行）													
政府調達公告版	242件													

	<p>じて品質管理及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム（注）との連携や令和2年度に導入した原稿受付システムを円滑に運用しつつ、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行い、その促進に努めます。</p> <p>なお、平成30年度から取り組んでいる業務プ</p>	<p>版官報のサービス稼働率（99.0%）</p> <p>●官報情報検索サービスのサービス稼働率（99.5%）</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数（過去5年平均以上）</p>	<p>官報配信システムについては、定期的に配信拠点（注1）の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理を確実に実施した。</p> <p>また、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止への対応として、ウェブクローラ（注2）等の利用状況に関するモニタリングを行った（4月～令和4年3月）。</p> <p>以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、100%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>(注2) ウェブクローラ ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的にデータベース化するプログラム</p> <p>ニ インターネット版官報等の周知 官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方法務局に官報普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った（55件）。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求める目的で、オンラインで開催される「第23回図書館総合展2021 ONLINE plus」に参加した（1件、11月）。</li> <li>出展を予定していた「お金と切手の展覧会」（三重県）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により開催中止となった。</li> <li>法務省等が主催する「法の日フェスタ in 赤れんが」（注3）は、昨年度に続き体験型のイベントは中止となったが、代替手段としてオンラインイベント「法の日・特設ページ」（法務省HP内）に参加した（1件、10月～）。</li> <li>公立図書館が実施する講習会に職員を講師として派遣する官報情報検索サービスの操作方法等の講習については、初めてオンラインで実施した（1件、11月）。</li> </ul> <p>なお、対面型での講習を希望していた4件は、いずれも中止となつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した（50箇所、4月・7月・10月・令和4年1月）。</li> <li>官報販売所が地元書店と企画した「官報普及フェア」において、リーフレットの提供やパネル貸与などの協力を行った（2件、9～10</li> </ul>	<p>安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、所期の定量目標を3件下回っているが、予定していたイベント等のうち5件が感染症拡大の影響により中止となったことによるものである。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については困難度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、ISMSの認証維持を達成するとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、書面やオンラインにより教育、指導を行うなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p>
--	---	---	--	--

	<p>ロセスの改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>(注) 法制執務業務支援システム(e-LAWS) 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p>	<p>● 100ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去5年平均以下）</p> <p>● ISMS認証の維持・更新の有無</p> <p>● 情報漏えい・紛失発生の有無</p>	<p>月・令和4年1~3月)。</p> <p>(注3) 法の日フェスタ in 赤れんが 法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間(10月)に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベント</p> <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.15箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.19箇所)を下回った。</p> <p>ヘ 公開前情報等の管理 東京工場において、ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・システム)の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISMSについては、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した(12月)。</li> <li>・ ISMSに係る教育・訓練を実施した(新規職員等研修:4月、実務研修:6月、リスク分析研修:6月、内部監査員研修:6月)。</li> <li>・ 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓発と不正行為の未然防止を目的とした研修を行った(5月~6月)。</li> <li>・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者(官報販売所等)に対するインサイダー情報を含む掲載前情報と個人情報の適切な取扱いに係る研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、書面及びオンラインで実施した(5月、11月)。また、一部の代表的な委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の調査を行い、情報管理等について指導を行った(令和4年1月)。さらに、全委託業者に対して書面による調査を行い、適切な情報管理について指導を行った(6月)。</li> <li>・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に作業考査や秘密管理点検(注4)を実施し、内部規程類に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した(作業考査:4月~令和4年3月、秘密管理点検:令和4年2月)。</li> </ul> <p>なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。</p> <p>(注4) 秘密管理点検</p>	<p>省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用促進のための各種取組の実施により、利用者の利便性の向上及び業務の効率化が図られた。また、利用者からの問合せ対応や利用していない各府省に対して利用を促すなど、オンラインによる電子入稿の推進に向けて取り組んだ結果、利用件数が増加した。</p> <p>官報業務プロセス改善については、次期業務支援業者の選定を行ったほか、官報システムの更新に伴う業務のデジタル化策の検討を行うなど、業務の効率化・省力化に向けて取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため実施できなかつたものを除き、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>○電子入稿を行う者の拡大</p> <p>ト 電子入稿の推進</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省庁用官報原稿オンライン受付システム（注 5）の利用者からの問合せ対応や新規利用者申請のオンライン化等に係る追加機能を開発し導入する（令和 4 年 3 月）など、利便性の向上に努めた。</li> <li>・ また、省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない府省庁に対して、積極的に利用を促した（6 月、8 月、11 月、令和 4 年 1 月）。</li> </ul> <p>以上の取組により、令和 3 年度の電子入稿は、17,537 件（令和 2 年度 13,500 件）に増加した。</p> <p>(注 5) 省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p> <p>チ 官報業務プロセス改善の取組</p> <p>官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、課題管理やスケジュール管理などに留意して、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度の技術検証の結果を踏まえ、今後の取組の方向性及び次期支援業者の選定要件について整理（4 月～7 月）し、公募により次期支援業者を決定した（8 月～令和 4 年 3 月）。</li> <li>・ ペーパーレス環境の導入に係る機能も含めて、次期官報システムの更新要件を取りまとめ、調達手続を進めた（4 月～令和 4 年 3 月）。</li> </ul> <p>リ G ビズインフォ（注 6）との情報連携</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、官報掲載情報と G ビズインフォとの情報連携を開始した（12 月）。</p> <p>(注 6) G ビズインフォ 法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約し、インターネットでオープンデータとして一元的に提供するサービス</p>	
--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号
当該項目の重要度・困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指數)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%				売上高（百万円）	10,774	10,625			
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,372	7,004			
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）	745	758			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) その他の製品  国会用製品等について は、徹底した品質管理及 び製造工程管理の下で確 実に製造することによ り、発注者との契約を確 実に履行する。また、民間 の参入動向を踏まえつ つ、公共上の見地から必 要な事業に限定し、原則 として官公庁等の一般競 争入札による受注・製造 は、引き続き、行わない。	(2) その他の製品  国会用製品等の製品に ついては、品質管理及び 製造工程管理に取り組 み、数量確認、進度管理の 徹底を図り確実な製造を 行うことにより、発注者 との契約に基づく数量の 規格内製品を納期までに 確実に納入します。  また、行政のデジタル 化の進展等による受注環 境の変化に的確に対応す るとともに、製品の製造 に当たっては、作業考査 や点検等の実施を通じ て、継続的な業務プロセ スの改善に取り組みま す。  なお、引き続き、民間の 参入動向を踏まえつつ、 公共上の見地から必要な 事業に限定し、原則とし て官公庁等の一般競争入 札による受注・製造は行 いません。	●受注数量製造率 (100%)  ●納期達成率(100%)  ●保証品質達成率 (100%)	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 国会用製品等の確実な製造及び納入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施し、徹底した情報管理及び製造工程管理に取り組むとともに、政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、製品交流を実施するなど柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。</li> <li>・ 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し問題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上げられたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出した工程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図るとともに、編集・印刷システムの機能強化に向けて調達手続を進めた。</li> <li>・ また、デジタル庁、総務省、法務省におけるe-LAWSの法令データの整備、機能向上に向けた取組を踏まえ、官報掲載情報との情報連携を開始した(令和4年3月)。</li> </ul> <p>【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回 令和3年3月31日</li> <li>・ 第2回 令和3年6月29日</li> <li>・ 実務者会合 令和3年9月13日</li> <li>・ 第3回 令和3年12月24日</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して、発注者からの納期に係る要請に応えるため、可能な限り短納期で納入するよう柔軟な対応を図るとともに、製品仕様等に疑義が生じた場合は、速やかに発注者へ確認するなど、製品の確実な製造を取り組んだ。</li> <li>・ また、デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国会用製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実施するなど、柔軟かつ適切に対応した。</li> <li>・ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、デジタル庁が進めるベース・レジストリの早期構築に協力するため、関係機関から必要な情報を収集し、事業フレームの検討を行うなど準備を進めた。</li> <li>・ さらに、財務省の要請による行政文書の電子化作業については、検証実験を実施し、その結果を財務省文書課へ報告した(令和4年3月)。</li> </ul> <p>□ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B</p> <p>国会用製品等について は、作業考査や標準点検を 実施することにより、情報 管理及び工程管理の徹底 に取り組むとともに、新型 コロナウイルス感染症の 感染拡大の状況下におい ても、製品交流など柔軟な 対応を図ることにより、発 注者との契約に基づき納 期までに規格内製品を確 実に製造・納入している。</p> <p>また、法案誤りの再発防 止に向けては、工程表等に 基づく取組を確実に進め ている。</p> <p>発注者からの要請及び デジタル化の進展等によ る受注環境の変化に対し て、柔軟かつ適切に対応し ている。</p> <p>なお、国会のペーパーレ ス化の進展についても、関 係機関と情報共有を図る など、柔軟かつ適切に対応 している。</p> <p>加えて、ベース・レジス トリの早期構築への協力 要請に対する準備や行政 文書の電子化作業への協 力など、行政のデジタル化 の進展に適切に対応して いる。</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 徹底した品質・製造工程管理の下で、 発注者との契約に基づき確実な製造、 納品がなされたか。</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 国会用製品等については、新型コロ ナウイルス感染症の感染拡大の状況下 においても防止策を講じ、製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、規格内製品を納期までに納品している。</p> <p>定性的な取組として、令和2年度に 発生した法律案の誤りについては、再 発防止に向けて、工程表に基づき編集・ 印刷システムの機能強化の取組を進め るほか、e-LAWSと官報掲載情報 との連携を開始するなど、確実に取組 を進めている。</p> <p>また、ベース・レジストリの早期構 築への協力や、行政文書の電子化作業 に係る検証実験など、事業計画に基 づく各種取組を実施している点は評価 できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事 業計画における所期の目標を達成して いると認められることから「B」評価 とする。</p>	評定 B	

				<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-1-(1)	組織の見直し							
当該項目の重要度、困難度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有	有	有	有				
(参考指標) 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,153人	4,197人	4,170人				令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする。
(参考指標) 売上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
III. 業務運営の効率化に関する事項  国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  1. 組織体制、業務等の見直し  (1) 組織の見直し  ① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務量等	○適正な人員配置 ○組織の効率化 (参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率) ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」	1. 組織体制、業務等の見直し  (1) 組織の見直し  ① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に伴う影響と合わせて、令和5年度から導入される定年延長、職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和4年度に向けた人員計画を策定した(6月)。  当該人員計画に基づき、令和4年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。  また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和5年度に向けての人員計画の策定に着手した(11月)。  期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。  (注) 売上高人件費比率=人件費÷売上高				<評定と根拠> 評定：B  令和5年度から導入される定年延長、職員の高年齢化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため、設備投資や組織体制の見直し、また、業務量等に応じた人員配置を行うこと等による効率化を進め、人員数の抑制を図っている。  令和3年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参照しつつ、現行の給	評定 B  <評価の視点> 業務の効率化や業務量を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。 適正な給与水準の維持に取り組んだか。  <評価に至った理由> 令和5年度から導入される定年延長や職員の高年齢化の進展による大量退職を見据え、業務量や技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮した上で人員計画を策定しているなど、組織の効率化や適正な人員配置に取り組んでいる。  職員の給与については、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け

② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。	② 給与水準について は、国家公務員の給与水準を参照し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。	○適正な給与水準の維持 ●給与水準の公表の有無	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">期末常勤役職員数（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和3年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,823人 フルタイム再任用職員 340人 合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,887人 フルタイム再任用職員 303人 合計 4,197人 (3.31付け退職者の252人を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">売上高人件費比率（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>42.4%</td> </tr> <tr> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期末常勤役職員数（参考指標）		令和3年度末	役員 7人	一般職員 3,823人 フルタイム再任用職員 340人 合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む)	令和2年度末	役員 7人	一般職員 3,887人 フルタイム再任用職員 303人 合計 4,197人 (3.31付け退職者の252人を含む)	売上高人件費比率（参考指標）		令和3年度	42.4%	41.6%	令和2年度		<p>与水準を維持しており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>る国家公務員の給与水準を考慮して適正水準となるよう取り組んでおり、令和3年度の水準は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員より低いものとなっている。</p> <p>なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
期末常勤役職員数（参考指標）																				
令和3年度末	役員 7人																			
	一般職員 3,823人 フルタイム再任用職員 340人 合計 4,170人 (3.31付け退職者の257人を含む)																			
令和2年度末	役員 7人																			
	一般職員 3,887人 フルタイム再任用職員 303人 合計 4,197人 (3.31付け退職者の252人を含む)																			
売上高人件費比率（参考指標）																				
令和3年度	42.4%																			
	41.6%																			
令和2年度																				

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報												
II-1-(2) 業務の効率化												
当該項目の重要度、困難度	-			関連する政策評価・行政事業レビュー	-							
2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
	(参考指標) 経費率	88.7%	84.5%	85.4%	令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。			令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。				
	情報システム整備運用計画の策定の有無	有	有	有				令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。				
	調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○	○	○				令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。				
	調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有	有	有				令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。				
	契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件				一般競争入札による実績 令和元年度 1件 3百万円 令和2年度 1件 3百万円 令和3年度 1件 3百万円				
	(参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施(件数及び金額)	44件 9百万円	45件 9百万円	46件 10百万円				一般競争入札による実績 令和元年度 1件 3百万円 令和2年度 1件 3百万円 令和3年度 1件 3百万円				
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価				
			業務実績			自己評価						
(2)業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)	(2)業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(研究開発費を除く)	○効率化に向けた業務の見直し ○業務の効率化の推進(参考指標:経費率(研究開発費を除く)) ※経費率=(売上原価+販売	(2)業務の効率化について ① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新 イ 予算の適切な執行等によるコスト削減 令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経費率(注1)の低減に向けて取り組んでいる。 令和3年度の経費率は、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関等と連携・調整を図り、コスト削減に努めることにより、85.4%となった(平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は88.7%(注2))。					<評定と根拠> 評定:B 経費率については、令和3年度において、予算の適切な執行に係る管理を適切に実施し、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。今後も令和2年	評定 B <評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由> 情報システム整備運用計画を策定し、関係機器の更新等を着実に実施し			

<p>の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p>	<p>ら設定した経費率（研究開発費を除く）（注）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>業務のデジタル化に向けてペーパーレス化に取り組むとともに、情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>(注) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p>	<p>費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高</p>	<p>(注1) 経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高      (注2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期間における経費率の目標（令和2年度から令和6年度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの実績平均値以下とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を策定（8月）し、当該計画に基づき関連機器等の更新を行った。 なお、更新等した情報システムは、次のとおりである。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般系編集システム（令和4年3月）</li> </ul> </li> </ul>	<p>度から令和6年度までの低減目標達成に向け、予算執行管理を適切に行い、可能な限りのコスト削減に努めることとする。</p> <p>策定した情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の新設・更新を計画的に実施することにより、各情報システムの機能性・利便性の向上による業務の効率化・迅速化の推進を図っている。</p> <p>調達の合理化については、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料の購入等において各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、単価の削減を図り（合計65百万円）、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p>	<p>ている。</p> <p>調達にかかる契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実な取組を実施しており、契約監視委員会等の審議において不適切とされた契約は発生していない。また、一者応札・一者応募の削減にも積極的に取り組んでいるほか、随意契約に依らざるを得ない契約に対しても価格交渉を精力的に行うことで契約金額の削減に努めていることは評価できる。さらに、官公需にかかる中小事業者の受注確保や障害者就労施設等からの調達の実施についても、着実な取組が行われている。</p> <p>なお、令和3年度の経費率については、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、コスト削減に努めることにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たつ</p>	<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和3年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p>	<p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>② 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画（以下「合理化計画」という。）を策定し、ホームページで公表した（6月）。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会（以下「合理化委員会」という。）の審議を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け、その点検結果をホームページで公表した（6月）。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和2年度調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」の実施状況について、合理化委員会において点検（5月）し、その点検結果を契約監視委員会に諮り了承された（6月）。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p>	<p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p> <p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p>	

<p>では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成 24 年法律第 92 号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成 24 年法律第 92 号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p>	<p>(イ) 重点的な取組 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した 28 品目(25 件)について、随意契約を締結した。</li> </ul> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から 48 百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産設備の保守・修理等に関する調達において、特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器であって、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守点検等をすることができない 5 件の契約について、随意契約を締結した。</li> </ul> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から 1 百万円削減した。</p> <p>(公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている 8 件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。</li> </ul> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から 4 百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産設備の購入、生産設備及び生産設備以外の保守・修理等に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている 32 件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。</li> </ul> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から 12 百万円削減した。</p> <p>(更なる合理的な契約方式への移行)</p> <p>更なる調達の合理化を図るために、随意契約へ移行する案件を調査したが、契約監視委員会における審議の対象案件はなかった。</p> <p>(原材料等に係る技術審査)</p> <p>技術審査を実施している原材料等について、参入業者を拡大</p>	<p>民間への業務委託については、継続可否について検討を行うとともに、令和 3 年度に完成した赤羽宿舎の維持管理業務を民間事業者に委託している。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---

		<p>するため、技術審査に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <p>(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規の随意契約案件（19件）について、合理化委員会において事前に点検（5月、9月、10月、令和4年1月、令和4年2月）し、了承された。</li> <li>・ また、令和2年度下半期及び令和3年度上半期に新規随意契約を締結した案件及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約全件について、合理化委員会において点検（5月、11月）し、その点検結果を契約監視委員会に諮った（6月、12月）ところ、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められるものはなかった。</li> <li>・ 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアップを目的とした研修を実施した（9月、10月）。</li> <li>・ 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検実施結果」として取りまとめた（令和4年3月）。</li> </ul> <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一者応札・応募に係る取組として、令和2年度における一者応札等に係る要因分析を行い、これまで以上に入札参加可能と思われる業者に声掛け等行った結果、前回一者応札・応募であった21件の契約が二者以上の応札・応募となった。</li> <li>・ 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約等について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した（3件）。</li> <li>・ 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで、契約発注見通しを公表した（6月：188件、11月：254件）。また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。</li> <li>・ 令和4・5・6年度競争参加資格（物品の製造・販売等）については、政府の全調達機関に共通して有効な全省庁統一資格を活用し、入札参加できるように事務の簡素化を図った。</li> </ul> <p>口 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施 新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の</p> <p>●契約監視委員会による点検において不適切な契</p>	
--	--	---	--

		<p>約と認められた 契約件数（0 件）</p> <p>○障害者就労施設 等からの調達の 実施（参考指標： 件数及び金額）</p>	<p>具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった（6月、12月）。</p> <p>なお、審議概要については内部の手続を得てホームページで公表した（7月、令和4年2月）。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応</p> <p>(イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、「令和3年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定しホームページで公表する（11月）とともに、新規中小企業者が紹介されているサイト「ここから調達」（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用し、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組み、令和3年度における金額は、8,645百万円となった（令和2年度：6,912百万円）。</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、「令和3年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する（4月）とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は、46件、10百万円（うち一般競争入札1件、3百万円）となった（参考指標 令和2年度：45件、9百万円（うち一般競争入札1件、3百万円））。</p> <p>(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応</p> <p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は2件、21千円となった（令和2年度：2件、10千円）。</p> <p>(ニ) 共同調達の実施に向けた対応</p> <p>令和3年度の調達案件の選定を進めた結果、消耗品2品目の共同調達を実施した。</p>	
--	--	---	--	--

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フロー やコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止に配意しつつ、業務フロー やコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>○民間への業務委託の検討</p> <p>③ 民間への業務委託の検討</p> <p>偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、既に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱情報の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認を行うなど適正な業務委託の実施を図った。</p> <p>また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。)に基づくPFI手法を用いて令和3年度に完成した赤羽宿舎の維持管理業務を同手法により民間事業者に委託した。</p>		
--	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389百万円	6,722百万円	6,676百万円				
経常収支率	100%以上	109%	108%	108%				事業計画は105%以上
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%	100%	100%	100%				

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
IV. 財務内容の改善に関する事項  国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させることを通じて、収支	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保  ① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。 令和3年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。  原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を探査するとともに、事業別管理を行うことによ	○原価管理の徹底等によるコスト削減  ○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理	① 予算、収支計画及び資金計画の策定 イ 予算、収支計画及び資金計画の策定 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和3年度の事業活動の結果、営業利益は、4,754百万円となった。 なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。  ロ 原価管理の徹底等 原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場への原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造等に取り組み、費用の削減に努めた。 さらに、コスト意識の更なる向上を図るために、中央技術系研修において、若年層に対し原価に関する講義（1月）、また、中堅職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和4年3月）を行い原価管理に関する知識の付与を実施した。	<評定と根拠> 評定：B  業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。 販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く。）は効率的な執行に努めた結果、令和2年度実績額を下回っている。 なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の100%以上及び事業計画における見込み105%に対して108%と上回っており、指標を達成している。	評定 B  <評価の視点> 事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。 法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。  <評価に至った理由> 月次の原価計算を確実に実施し原価差異の発生状況や要因の分析を行った上で、各工場に原価情報を提供するなど、積極的なコスト削減に取り組んでいる。 損益状況や原価に関する各種研修の実施や原価差異の発生状況の共有などコスト意識の浸透を図る取組を引き続き推進した結果、販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く。）は前年度を下回り、削減目標を達成している。 また、経常収支率についても108%と目			

<p>を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさない</p>	<p>り、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に行います。</p> <p>なお、「経常収支率」は、105%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費及び運送費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさない</p>	<p><b>ハ 予算の執行管理の徹底</b></p> <p>中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内の執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。</p> <p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p> <p><b>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</b></p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業106%、官報等事業121%となった。</p> <p>また、販売費及び一般管理費（研究開発費、広告宣伝費及び運送費を除く。）について、四半期ごとにその状況を把握するとともに、各機関と必要性の精査・調整を徹底するなど効率的な執行に努めた結果、販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く。）は6,676百万円となった（令和2年度実績額（6,722百万円））。</p> <p>経常収支率については、経常収入66,000百万円に対し、経常支出61,282百万円となったことから、108%となった。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>令和2年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立</p>	<p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>標値の100%を上回っており採算性の確保が図られていると認められる。</p> <p>なお、法令に基づく財務内容にかかる情報開示についても適時適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	---	--	---	--

	いよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。	いよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。	0 %)	行政法人通則法第 38 条第 3 項の規定に基づき、官報に公告した(7 月)。	
--	---	--	------	---	--

#### 4. その他参考情報

令和 3 年度の当期純利益は 4,435 百万円であり、計画に対して 1,866 百万円増加した。その主な要因は、労務費や修繕費、保守点検費等の経費の減によるものである。  
なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
IV	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
	IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180億円とします。  (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：－  <課題と対応> 特になし。	評定 －	－		
4. その他参考情報								
特になし。								

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
	<p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。</p>		該当はなかった。	<評定と根拠>	評定：一	評定	一	
				<課題と対応>	特になし。			
4. その他参考情報								
特になし。								

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

  

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
	<p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。</p>		該当はなかった。		<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。	評定	— —	

  

4. その他参考情報								
特になし。								

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(1)	内部統制に係る取組							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
V.その他業務運営に関する重要事項 1.ガバナンス強化に向けた取組  平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。  国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の充実・強化に取り組	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.ガバナンス強化に向けた取組  国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造し、職員は高い倫理意識を求められている国家公務員であることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法を始めとした法令に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の充実・強化に取り組				<評定と根拠>評定: B  内部統制に係る取組については、業務方法書に定める内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。  また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては、不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた継続的な取組を実施している。  内部監査については、毎年度監査事項を選定し、計画どおり監査を実施することにより、組織	<評定> 評定 B  <評価の視点> 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。  <評価に至った理由> 理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、経営理念の見直しや業務実績など内部統制に係る重要事項を審議したほか、理事長等が各機関へ赴き、またはリモート開催により現場幹部職員との意見交換の場を通じて内部統制上の課題への取組状況等を確認するなど、適正性の確保に向けた取組を着実に行っている。  また、職務意識を啓発する観点から、報告及び相談等の徹底を図るための実施計画にかかる取組状況をフォローアップするとともに、新たに把握された課題については令和4年度の実施計画に反映するなど、業務運営を向上させるためのPDCAサイクルが適切に機能していると認められる。		

<p>取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。</p>	<p>みます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組みます。</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p> <p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p>	<p>(1) 内部統制に係る取組 イ 内部統制の推進 業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不斷の見直しを行うなど、P D C Aサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。 具体的な取組は、次のとおりである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、経営理念の見直し、令和2年度業務実績に関する自己評価、令和4年度事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。</li> <li>・ 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、コロナ禍における各機関の内部統制上の課題への取組状況等を確認した(4月～令和4年3月)。</li> </ul>   ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組 業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」(平成30年6月)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事長、理事、本局各室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的なP D C Aサイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した(4月～12月)。</li> <li>・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った(6月～9月)。</li> <li>・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・相談等に対する意識の浸透度等について調査を行った(11月)。</li> <li>・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和4年度における実施計画を策定した(令和4年3月)。</li> </ul> </p>	<p>内におけるモニタリング機能を的確に果たしている。</p> <p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>なお、内部監査についても、監査計画に基づき適切に監査を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	---	---	---

ハ 内部監査の実施

国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。

4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件				

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(2) コンプライアンスの確保  ① コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保  ① 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を通じて、コンプライアンスに対する継続的な意識付けの徹底を図ります。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組  ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	(2) コンプライアンスの確保  ① コンプライアンスの確保に向けた取組 イ コンプライアンスの確保に向けた取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく取組について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により実施時期を変更するなど一部を見直した上で着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>令和2年度コンプライアンスに関する意識調査結果等について、解説を含めた資料として取りまとめ、各機関の管理監督者に対し説明会（オンライン）を実施し、管理監督者を通じて部下職員に周知を行った（6月）。</li><li>コンプライアンス週間を設定し、国立印刷局コンプライアンスマニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。</li></ul> なお、外部講師による講演会については、実施時期を見直し、実施した（12月）。 <ul style="list-style-type: none"><li>各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、作業長研修、副係長研修、管理者研修、監督者研修、監督者育成研修Ⅰ 6研修計 11回実施）。</li></ul>	<評定と根拠>評定：B  コンプライアンスの確保に向けた取組については、意識調査、座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。  法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、各種研修による法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿との突合、法人文書監査の実施等、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に実施している。	評定 B  <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。  <評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、リスク・コンプライアンス・リーダーに対する外部講師による研修の実施や各種階層別研修における講義、全職員に対してコンプライアンスに関する意識調査の実施など、職員のコンプライアンス意識の向上が図られるよう積極的に取り組んでいる。 また、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の突合を実施したほか、管理監督者等に対し法人文書に関する研修を行うなど、法人文書管理の徹底に向けた取組を着実に進めている。			

	<p>い若年層職員に対してはその意識の徹底を図ります。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。また、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。</li> <li>・ コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載(毎月)等を通じて、職員への周知徹底を図った。</li> <li>・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。</li> <li>・ リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（岡山工場：12月）。</li> <li>・ リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるオンライン研修を実施した（令和4年3月）。</li> </ul> <p>□ 法人文書管理の再徹底に向けた取組</p> <p>法人文書管理の重要性について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、その再徹底に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書に関する研修を実施するとともに、機関長を含む管理監督者及び文書を取り扱う全職員を対象に研修を実施した（11月～令和4年2月）。</li> <li>・ 文書点検整理週間（10月～11月）における法人文書の廃棄に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認しつつ実施した。</li> <li>・ 法人文書ファイル管理簿の記載状況の確認を行うため、本局及び各機関に対して、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の整合を実施した（令和4年1月～2月）。</li> <li>・ 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した（令和4年1月～2月）。</li> </ul> <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。</p> <p>●業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）</p>	<p>る。</p> <p>令和2年度に発生した国立印刷局職員による持続化給付金の不正受給を踏まえた再発防止策及びコンプライアンスの遵守の徹底・確保に向けた取組を確実に実施した結果、重大事象の発生はなく、コンプライアンスの確保に向けた改善が図られている。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>令和2年度において発生した、職員の持続化給付金の不正受給を受け、再発防止のための各種取組を確実に実施した結果、業務上の不正・不法行為等による重大事象は発生しなかった。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---	---	--	--

<p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を通貨当局に報告する。</p>	<p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を通貨当局に報告します。</p>	<p>○再発防止策の取組の確実な実施及び通貨当局への報告</p> <p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、取組状況を通貨当局に報告した（令和4年3月）。具体的な取組は、次のとおりである。</p> <p>（服務監察）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度の服務監察の基本方針及び服務監察計画を策定するとともに、服務監察業務を専門的に行う理事長直属の専任の監察官（首席監察官、監察官及び副監察官）等5名を本局に配置した（4月）。</li> <li>・ 本局の専任者と各機関の監察官等（併任者）との間で、服務監察の基本方針及び服務監察計画、服務監察業務等の知識を共有し、服務監察業務を円滑に遂行するため、監察官等打合せ会を開催した（4月）。</li> <li>・ 令和3年度服務監察計画に基づき、監察官等が本局及び各機関を巡回し、管理者（定期監察対象者等）を対象に服務監察体制、職員との個別面談及び定期監察の内容等について説明を行った（4月～6月）。</li> </ul> <p>また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象に服務監察導入の背景について首席監察官による講話を行った（4月～6月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の職場や私生活の実態を把握し、職員が日頃から留意すべき事項の再認識を図ることを目的に、35歳以下の職員（1,011名）を対象に個別面談を実施した（5月～2月）。</li> <li>・ 部下職員の服務管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対する指導状況を確認するため、定期監察（予防監察）として、管理者（141名）を対象に面談を実施した（11月～12月）。</li> <li>・ 職員との個別面談及び定期監察の実施結果について、役員、本局各室部長及び各機関長に報告を行った（令和4年3月）。</li> </ul> <p>（コンプライアンスの遵守）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス・ホットラインの周知徹底</li> </ul> <p>コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載（毎月）等を通じて、職員への周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス意識の啓發</li> </ul> <p>コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等において、業務外の内容も含めて作成し、職場ミーティング、研修等に活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓發に取り組んだ。</p> <p>コンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角スタンドを作成し、各職場に配布するとともに、コンプライアンス・ホットラインに関する連絡先等を記載</p>	
--	---	---	--

		<p>した意識啓発ポスターを各職場に掲示した（7月）。</p> <p>コンプライアンス週間の取組として、SNS等の身近なツールをきっかけとした犯罪等をテーマに各職場で職場ミーティングを実施した。職場ミーティングの際には、コンプライアンスに関する唱和を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。また、若年層職員を対象にSNS等で陥りやすい事例に関する研修資料を配布し、自己学習とともに、管理者から意識付けを行った（7月）。</p> <p>重大な非違行為案件等が発生した際に、職員の携帯電話等に対して注意喚起メールを一斉送信し、迅速かつ網羅的に注意喚起ができるように取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• コンプライアンス・マニュアルの改訂</li> </ul> <p>国立印刷局コンプライアンス・マニュアルについて、法令遵守の重要性に関する内容を追記し、全職員に配布した（7月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• コンプライアンスに関する職員意識調査の実施</li> </ul> <p>コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象に「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、各対策の取組の効果を確認した（11月）。</p> <p>また、当該職員意識調査の結果を集計・分析するとともに、経営層と機関幹部が出席する会議を開催し（令和4年2月）、意見交換を通じて問題意識等を共有した。あわせて、令和4年度以降の取組に反映するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。</p> <p>（研修の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 不祥事案件の再発防止を図るため、階層別研修の科目に「不祥事防止」を追加し講義を行うとともに、若年層の職員に対してコンプライアンスの重要性を再認識させ、不祥事の防止を図ることを目的に「コンプライアンス意識向上研修」を実施した（令和4年3月）。</li> </ul>	
--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定及び見直し	有	有	有	有				
防災訓練計画の策定の有無	有	有	有	有				
防災訓練の確実な実施	100%	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(3) リスクマネジメントの強化  ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。	(3) リスクマネジメントの強化  ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。  リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。	●リスクマップ等の策定及び見直し  ○リスクマネジメントの強化の取組	(3) リスクマネジメントの強化  ① リスク管理の取組  リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、国立印刷局全体で管理した。</li><li>・リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する（8月、11月、令和4年2月、令和4年3月）とともに、必要に応じて見直しを図り、令和4年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和4年3月）。</li><li>・労働基準監督署から是正勧告を受けたことなどのリスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行なうなど、確実に対応した。</li></ul>		<評定と根拠>評定：B  業務フロー等を基に潜在リスクの把握、評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。  リスク事案発生時においては、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。  防災週間において、各種防災訓練（延べ84件）を実施し、多数の職員が参加		評定 B  <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。  <評価に至った理由> 内部リスクマネジメントの強化を図るため、重大な潜在リスクについては、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク毎に発生防止策や被害低減策の審議を行った上で実行計画を策定している。また、計画の実施状況については、四半期毎にモニタリングを行い、必要に応じて翌年度の実行計画に反映させるなど、リスク管理にかかるP D C Aサイクルを適切に機能させている。  事業継続マネジメントについても、B	

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>●防災訓練計画の策定の有無 ●防災訓練の確実な実施（対計画100%）</p>	<p>② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練などの各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。</li> <li>各機関において、火災予防運動週間等の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した（11月、令和4年3月）。</li> </ul> <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った（11月～令和4年2月）。</li> <li>本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている各班を対象に連絡体制や報告方法の確認を目的とした机上訓練を実施した（9月）。</li> <li>各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した（9月、12月）。</li> <li>本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓練を実施した（9月、令和4年2月）。</li> <li>本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した（10月）。</li> <li>管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続計画に関する職員教育を実施した（9月）。</li> <li>教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画の点検及び必要な見直しを行った（令和4年3月）。</li> </ul>	<p>（延べ6,383人）するなど、職員の防災意識の高揚に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行うなど事業継続マネジメントの適切な運用を図っている。</p> <p>理事長を本部長とする「感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、政府等の要請を踏まえた対応を図っている。</p> <p>また、職員から感染者を発生させないための事前対策、感染者が発生した場合の二次感染防止策を適切に行い、国立印刷局の使命として実施しなければならない事務・事業の確実な遂行に取り組んでいる。</p>	<p>CPに関する職員教育や内閣府と連動した緊急官報製造訓練を始めとした各種訓練を実施したほか、これらの訓練結果を踏まえた計画の見直しも行っており、適切な取組を推進している。</p> <p>加えて、理事長を本部長とする感染症対策本部において、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の点検を実施するなど、感染拡大防止への対応を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
<p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行なう。</p>	<p>③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行なう。</p>	<p>○感染防止策の確実な実施</p>	<p>③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応</p>	<p>政府により発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を受けて、理事長を本部長とする「感染症対策本部」を21回開催し、職員の安全と健康の保持及び事業継続を目的とした新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した。</p>	<p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>

		<p>イベントの中止、海外渡航の自粛要請を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の新型コロナワクチン接種に当たっては、人事院指令に基づき職務専念義務免除の措置を講じた。</li><li>・ 工場においては、職員が集中する食堂、更衣室等の分散使用を徹底し、特に官報の製造に際しては、国民に対する法令公布、公示など、日々の発行に支障を来してはならない性質の製品であることを踏まえ、作業室の分割や休憩時間の分散等による作業者間の距離を確保し、感染症対策を徹底するなど、適切に対応を図った。</li></ul> <p>以上の取組を踏まえ、国立印刷局事業継続計画（新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行った（令和4年3月）。</p>		
--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件				

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(4) 個人情報の確実な保護等への取組  「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4) 個人情報の確実な保護等への取組  「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことによ	○個人情報保護及び情報公開への確実な取組  ●個人情報漏えいの発生件数(0件)	(4) 個人情報の確実な保護等への取組  イ 研修等の確実な実施 ・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月～11月)。 ・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した(9月～12月)。  なお、個人情報の漏えいはなかった(令和2年度：0件)。  ロ 開示請求等への確実な対応 ・ 26件の情報公開請求(令和2年度：13件)について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有個人情報に関する開示請求はなかった(令和2年度：0件)。 ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定に基づき、国立印刷局ホームページを通じて、非識別加工情報に関する提案の募集を行った(8月)。	<評定と根拠>評定：B  個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。  以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。	評定 B  <評価の視点> 個人情報保護及び情報公開について、確実に対応したか。  <評価に至った理由> 保有する個人情報の保護及び情報公開への対応を適切に実施するため、各機関の管理者及び実務担当者に対し制度内容や対応方法等にかかる研修をリモート等で行ったほか、関係規程に基づく自主点検も着実に実施している。 なお、個人情報の漏えいは発生しておらず、また情報公開請求についても法定期限内に開示決定等を行っている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。			

	り、個人情報の漏えいを防止します。また、保有個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。			
--	---	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有	有	有	有				
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件				
情報セキュリティ教育の実施	100%	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績	自己評価		
(5) 情報セキュリティの確保  政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保  情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。  具体的には、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等	●情報セキュリティ計画の策定の有無  ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営	(5) 情報セキュリティの確保  情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定（令和3年3月）し、当該計画に沿って、不正アクセス防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。  また、令和3年7月から9月までの間に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中におけるサイバー攻撃等の脅威を見据えた対応を図るほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を整備し、その際、情報セキュリティの確保についても確実に取り組んだ。  具体的な取組については、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>CIO補佐官を交えたCSIRT定例会を毎月1回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。</li></ul>	<評定と根拠>評定：B  情報セキュリティを確保するため、CSIRT定例会の開催や、内閣サイバーセキュリティセンターからの情報に基づいた不審なメールアドレス及びURLの遮断の実施等、情報セキュリティ対策を着実に実施している。  また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中におけるサイバー攻撃等を見据えた対応を図る等不正アクセスを防止するほか、テレワークやリモートによる会議の環境を整備する等、情報セキュリティの確保に確実に取り組んでいる。	評定 B  <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。  <評価に至った理由> 情報セキュリティ対策推進計画を策定するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中におけるサイバー攻撃等を見据えた対応を図る等不正アクセスを防止するほか、テレワークやリモートによる会議の環境を整備する等、情報セキュリティの確保に確実に取り組んでいる。	CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を毎月開催しているほか、一部の委託

	<p>の確実な運用及び情報セキュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に基づき、外部から取得した情報の取扱いの再徹底を図るとともに、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。</p> <p>また、情報セキュリティ対策推進計画に沿った教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣サイバーセキュリティセンターから取得した不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及びURLの遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネットワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。</li> <li>東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中におけるサイバー攻撃等への脅威に対応するため、業務時間以外のインターネット接続制限やEDR（注）を導入するなど、国立印刷局ネットワークシステムの情報セキュリティの強化に取り組んだ。</li> </ul> <p>（注）EDR（Endpoint Detection and Response）</p> <p>マルウェアによる不審な動きがないかを常時監視し、迅速に検知・対処を行う技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、セキュリティガイドライン等にそってテレワークによる在宅勤務やリモート会議等を行うことが可能な更なる環境整備に取り組むとともに、その際、情報セキュリティの確保についても確実に取り組んだ。</li> </ul> <p>以上の取組の結果、外部からの不正アクセスを防止し、情報セキュリティの確保を図った。</p>	<p>型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境等を整備し、その際、情報セキュリティ対策についても確実に取り組んでいる。</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>重大事象の再発防止を図るために、情報システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施等、情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>業者における情報セキュリティ対策の実施状況を把握するに際しては現地確認を実施しているなど、情報セキュリティの確保に向けた着実な取組が行われている。また、外部専門家を活用した脆弱性検査や各種研修等の教育も積極的に実施されている。</p> <p>これらの取組の結果、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等の重大事象は生じていない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
	<p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画100%）</p>	<p>□ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、これに沿って、次のとおり教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項等に関する教育（4月）</li> <li>情報システム管理担当者を対象とした、リスクアセスメント研修（6月～8月）</li> <li>役員及び管理者等を対象とした、CIO補佐官による情報セキュリティ講話（10月～12月）</li> <li>国立印刷局ネットワークシステムPC利用者を対象とした、情報セキュリティ講話動画の視聴（10月～令和4年1月）</li> <li>ITトレーナー研修の受講者を対象とした、情報セキュリティの重要性を付与するための教育（11月）</li> <li>LAN管理者及びLAN推進員を対象とした、情報セキュリティ等の必要な知識等を付与するための教育（令和4年2月）</li> </ul>	<p>重大事象の再発防止を図るために、情報システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施等、情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。</p>	<p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成している。</p>
	<p>●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）</p>	<p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応</p> <p>重大事象の発生防止を図るために、情報システムのリスク分析・評価を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムにおいてリスク分析・評価を実施し、各情報資産に</li> </ul>		

		<p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p>	<p>に対して最適な管理策の見直し等を実施した（4月～8月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した（6月～8月）。また、一部の委託業者については、現地確認による運用・管理状況の点検を実施した（12月）。</li> <li>・ 情報システム監査細則に基づき、内部監査部門と連携して、研修センターにおける研修システム（7月）及び小田原工場における無線LANシステムの監査（9～10月）を実施した。また、監査結果については、情報システム監査細則に基づき、情報システム監査責任者及び情報化統括責任者に報告した（12月）。</li> <li>・ インターネットにより外部接続する国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜい弱性検査を実施した（7月）。</li> <li>・ C S I R Tにおいて、インシデントの発生を想定した対応訓練を実施した（9月）。</li> <li>・ インターネットメール利用者に対して、訓練用の標的型攻撃メールを送信し、対応状況を確認するとともに、継続的な意識付けに取り組んだ（6月、令和4年1月）。</li> </ul> <p>以上の監査、点検、訓練等を実施し、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <p>なお、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかった。</p>	<p>さらに、事業を継続するためには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークによる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を整備する必要があり、その際、情報セキュリティ対策についても確実に対応していることが認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(6) 警備体制の維持・強化  製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。	(6) 警備体制の維持・強化  製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	○警備に関する計画の着実な実施及び見直し  ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	(6) 警備体制の維持・強化  警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、東京工場及び小田原工場の警備装置について、現状のアナログ式から高画質かつ監視機能の高いデジタル式に更新するための準備を進めている。  外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練（机上訓練・実技訓練）等の防犯訓練を実施した。また、静岡工場及び彦根工場においては、所轄警察署と警備職員との合同防犯訓練を実施し、警察署との連携を確認した。  さらに、警備職員と外部委託警備員との連携状況について点検した結果、適切な連携の下、確実な警備体制が保持されていることを確認した（10月：静岡工場及び岡山工場、11月：彦根工場、12月：王子工場及び小田原工場、令和4年2月：東京工場）。	<評定と根拠> 評定：B  警備装置の更新及び更新に向けた準備を着実に進めている。  防犯対応用マニュアルを活用し、構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員との連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。  また、所轄警察署との合同防犯訓練を実施し、警察との連携を確認した。  以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組に	<評価の視点>  警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。  <評価に至った理由>  警備装置の高度化を図る観点から、警備に関する計画に基づき、監視機能の高いデジタル仕様への更新に向けて準備を進めており、不法侵入等に対する抑止力の強化を図っている。  また、突発的な事件事故に備えシミュレーション訓練等を毎月実施するとともに、外部委託警備員と警備職員との連携体制を点検するなど、対応力の維持・強化を図っている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	評定 B		

				について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-2	人事管理							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の策定の有無	有	有	有	有				
研修計画の策定の有無	有	有	有	有				
研修計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
2. 人事管理  組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に適切な管理等に取り組みま	2. 人事管理  人事管理運営方針に基づき、限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮させるよう、質の高い人材の確保やその育成に取り組みます。  具体的には、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組みま	●人事管理運営方針の策定の有無  ○計画的かつ着実な人材確保、人材育成	2. 人事管理  (1) 人事管理運営方針の策定等  限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針（以下「人事管理運営方針」という。）に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。  なお、近年の人事管理に係る内外の環境を踏まえ、当該方針の見直しを行った（令和4年3月）。  イ 人材の確保  多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"><li>採用選考活動時期について、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針を踏まえ、令和3年3月から採用に係る広報活動を実施するとともに、6月から選考試験を実施した。</li><li>ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトを活用することで広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。</li><li>令和4年度期首に向けた求人活動については、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、業務説明会及び合同企業説明会に</li></ul>	<評定と根拠>評定：B 人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の方針に沿った採用選考活動を行っている。 また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加や大学が主催するWeb企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRする機会の拡大を図り、広く求人活動を実施している。 なお、近年の人事管理に係る内外の環境を踏まえ、人事管理運営方針の見直しを行った（令和4年3月）。	評定と根拠 評定：B 人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の方針に沿った採用選考活動を行っている。 また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加や大学が主催するWeb企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRする機会の拡大を図り、広く求人活動を実施している。 なお、近年の人事管理に係る内外の環境を踏まえ、人事管理運営方針の見直しを行った（令和4年3月）。	評定 B  <評価の視点> 計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。 計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。  <評価に至った理由> 人事管理運営方針に基づき、就職情報サイトの活用や大学主催のWeb企業説明会への積極的な参加など、多様で有為な人材を確保するための取組を推進している。また、人事配置に際しては、適材適所が図られるよう、引き続き全職員に対して勤務希望調査及び上司との面談を行っており、技術継承とキャリア形成を踏まえた人事ロードマップが実施されている。		

<p>沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職員の人材育成を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>ついて昨年度と同様にWeb説明会及び感染拡大防止対策を施した上で対面説明会を実施した(令和3年3月～4月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用面接については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に加え、受験者の移動時間、交通費の負担軽減を図る観点から、昨年と同様に一次面接をWebで実施した。</li> <li>令和5年度期首に向けた求人活動については、令和4年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の確保を図るため、大学主催の企業説明会へ12回参加した(Web11回、対面1回)。</li> <li>民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒を対象として、11月に対面合同説明会、令和4年3月にはWeb合同説明会に参加した(3回)。なお、説明動画のアーカイブについては、主催企業のサイト及び国立印刷局ホームページから視聴できるようにした。</li> <li>新たな試みとして高専卒を対象としたWeb業務説明会に12月に参加し、大学卒と同じく、主催企業のサイト及び国立印刷局ホームページから令和4年2月末まで視聴できるようにした。</li> <li>多くの若年層が利用しているSNSを通して幅広く情報発信を行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局ツイッターにおいて、国立印刷局の採用情報について紹介した。</li> </ul> <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <p>勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和4年度期首において適材適所の人事配置を行った。</p> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を行った(6月)。</p> <p>また、監督者を対象とした研修に、障害者の適切な受け入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」を実施した。(12月、令和4年1月)。</p> <p>(障害者雇用率3.23% (令和3年6月1日現在)、参考:法定雇用率2.6%)</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府が進めている「働き方改革」、「ワークライフバランス」、「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」を推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き</li> </ul>	<p>見直しを行うことにより、方針としての機能の維持、向上を図っている。</p> <p>「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めている。</p> <p>研修計画の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部研修計画の実施方法等の見直しを図ることにより、研修計画に定めた全ての研修を確実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画において設定した新規採用者の女性割合について、現時点において達成しているほか、女性職員キャリアサポート研修も引き続き実施している。</p> <p>なお、本年度において優れた創意工夫が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与されていることは、高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	---	--

		<p>方が可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時差出勤の取組を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するための政府の方針を受け、令和4年1月1日からテレワークを導入(在宅型テレワーク及びサテライトオフィス型テレワーク)した。</li> </ul> <p>対象者は、本局職員（虎ノ門地区勤務者）のうち、在宅型テレワークについては育児、子育て、介護、妊娠等の特別な事情がある職員とし、サテライトオフィス型テレワークについては神奈川県（横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市及び三浦市を除く。）から通勤している職員として運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時退場日を設定（水曜日）するとともに、毎日、勤務終了時刻10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時退場の取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎週メール送信し、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。さらに、時間外労働時間の集計を毎月行い、長時間労働の把握を行った。</li> <li>年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことを踏まえ、四半期ごとに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年休の取得促進を図った。</li> <li>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進しており、45名（86.5%）が取得した。平均取得日数は34.6日であった。</li> </ul> <p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合35%以上）の達成に向けて採用活動を進め、令和4年4月1日付け新規採用者99名（専門職採用を除く。）に占める女性の割合は、約41%（41名）となった。</p> <p>その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割について再認識を促す「女性活躍推進研修」（9月）及び女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し、今後のステップアップに向けた動機付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した（10月）。</p> <p>●研修計画の策定の有無</p> <p>○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「研修計画」という。）を令和3年3月に策定したが、政府により発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修計画の一部を見直した。</p> <p>その他の研修については、各機関が連携して、各研修の効果的な実</p>	<p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--

		<p>●研修計画の確実な実施（対計画 100 %）</p> <p>施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、日本銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</li> <li>・ 電子会議システムを活用した研修について、情報セキュリティの確保、研修の有効性や効果などを検証した上で導入し、リモート研修を 27 件実施した。</li> <li>・ 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学に職員を派遣した（4 月）。</li> </ul> <p>以上の取組により、研修計画に定める研修件数 57 件全ての研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会（リモート）を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を実施した（11 月）。</li> <li>・ 優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注）が授与された（4 月）。</li> </ul> <p>（注）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの。</p>	
--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-3	施設及び設備に関する計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価
			業務実績			自己評価		
	3. 施設及び設備に関する計画  令和3年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。 投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。 また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。		3. 施設及び設備に関する計画  (1) 設備投資計画の着実な実施  設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。 イ 設備投資委員会における審議 設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、P D C Aサイクルを確実に機能させた。  ロ 設備投資計画の検証・見直し  設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（14回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。  ハ 設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。 1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した（6月、8月、11月、令和4年1月）。  ハ 設備投資計画に対する実績  設備投資額は、受入年度変更等により、18,039百万円となり、計画	<評定と根拠> 評定：B  設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、P D C Aサイクルを確実に機能させている。  新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足の影響により、納期を延長せざるを得なかったこと等により、設備投資計画に対し 2,872 百万円下回っている。  以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	<評価の視点> 投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。  <評価に至った理由> 策定した設備投資計画の実行に際しては、設備投資委員会において進捗状況の確認や費用対効果等の検証が実施され、必要に応じて計画内容の見直しが行われているなど、P D C Aサイクルが適切に機能している。  なお、令和3年度の設備投資計画の実績は 18,039 百万円と計画額に比べ 2,872 百万円下回っているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、これに伴う半導体不足の影響により、王子工場の諸証券製造設備の新設（660百万円）や、東京工場及び小田原工場の周辺警戒装置の更新	評定 B		

額 20,911 百万円に対して 2,872 百万円下回った。

この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足により、王子工場の諸証券製造設備の新設（660 百万円）、東京工場及び小田原工場の囲障警戒装置の更新（631 百万円）の工期を延長せざるを得ない状況となったこと等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
用排水処理設備	岡山工場	一式
赤羽宿舎	本局	一式
銀行券検査仕上機	東京工場	2 台
	小田原工場	1 台
	静岡工場	1 台
	彦根工場	2 台
	東京工場	1 台
貼付機	小田原工場	1 台
	彦根工場	1 台
	王子工場	一式
一般系編集システム	東京工場	一式
抄紙機（型付部）	岡山工場	一式
印刷局ネットワークシステム（部門サーバ）	本局	一式
損紙処理装置	東京工場	1 台
銀行券検査仕上機改造	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
粉体配合装置電子秤外	東京工場	一式
ガスボイラー	小田原工場	一式
デジタル製版管理システム	本局	一式
インキ製造設備	小田原工場	2 台
裁刻機	小田原工場	1 台
銀行券凸版輪転印刷機改造	東京工場	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
集中監視装置リモートユニット	東京工場	一式

## （2）令和 4 年度設備投資計画の策定

令和 4 年度設備投資計画（中期を含む。）については、本局各室部及び

（631 百万円）について、工期が延長されたことが主たる要因である。

以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

			各機関からの資料の提出を受け（8月）、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和4年2月）。		
--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

令和3年度の施設及び設備に関する計画については、用排水処理設備、赤羽宿舎など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、王子工場の諸証券製造設備の新設や、東京工場及び小田原工場の囲障警戒装置の更新に際して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足の影響による不測の事態が生じたこと等の要因により、計画に対して2,872百万円下回ったものの、設備投資に当たって、計画段階や実施段階等における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII-4	保有資産の見直し							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務棟に係る未使用権利床の国庫納付			○					
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
3. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組む。  ② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。  ③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直し	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎について、処分に向けて取り組みます。  ② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。  ③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直し	○豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組  ○王子工場再編等に向けた着実な取組  ○その他の保有資産の不断の見直し	4. 保有資産の見直し ① 豊島敷地及び豊島宿舎の処分に向けた着実な取組 豊島敷地及び豊島宿舎については、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき、東京都から形質変更時要届出区域に指定された（8月）ことにより、土壤汚染の状況が明確になったことから、地方自治体に対する用地取得意向に係る照会を行い、取得の要望がないことを確認するなど処分に向けた手続を着実に進めた。  ② 王子工場再編に向けた着実な取組 東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提とした協議を定期的に実施するとともに、工場再編に向け、工場機能を集約する新棟建築を着実に進めるため、「東京都環境影響評価条例」（昭和55年条例第96号）及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和53年条例第64号）に基づく住民説明会や個別説明会（7月、9月、10月）を実施した。また、「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響評価書案の提出（6月）など東京都との各種手続を着実に進めた。  ③ その他の保有資産の見直し 平成29年度に策定した新宿舎整備計画に基づき、赤羽宿舎を建設し（10月）、都内宿舎の効率的な配置に伴い集約予定の宿舎について関係部門等と協議を図りつつ、廃止の諸手続を適切に進めた。 平成30年度及び令和2年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した	<評定と根拠>評定：B  豊島敷地等については、処分に向けた手續を着実に進めている。  王子工場再編に向けて、北区との協議を定期的に実施するとともに、工場機能の集約に向けた新棟建築を実施するための住民説明会などを適切に実施している。また、環境影響評価についても着実に進めている。  宿舎の効率的な配置については、平成29年度に策定した新宿舎整備計画に基づき、新宿舎を建設するなど集約に向けて諸手続を適切に進めている。	評定 B  <評価の視点> 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。  <評価に至った理由> 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき廃止した豊島宿舎敷地については、処分に向けた具体的な手續を着実に進めている。 また、王子工場の再編事業については、関係者等との調整を進めている。 その他、平成29年度に策定した新宿舎整備計画に基づく赤羽宿舎の建設や、小田原工場集水路敷地の残地の譲渡に向けた小田原市との協議など、保有資産の見直しを進めている。  以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。			

<p>見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>を行います。その結果、遊休資産が生ずる場合は、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原 855 番 2 外及び下川原 596）の残地については、譲渡に向けて小田原市と協議を進めた（12月、令和4年1月）。</p>	<p>敷地の残地については、譲渡に向けて小田原市との協議を継続している。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	
---	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(1)	労働安全の保持							
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。				関連する政策評価・行政事業レビュー	-		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有	有	有	有				
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%				
重大な労働災害の発生件数	0件	0件	0件	0件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
4. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持  職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	5. 職場環境の整備  職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。  (1) 労働安全の保持  職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環	●職場環境整備に資する計画の策定の有無  ●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）	5. 職場環境の整備  (1) 労働安全の保持  国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和3年3月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。  具体的な取組については、次のとおりである。  イ 法令の遵守等の取組状況  労働安全衛生法などの法令の改正状況について適宜確認し、法令の遵守に取り組んだ。この一環として「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（令和4年政令第51号）を踏まえ、その改正の趣旨、内容等について各機関に周知徹底を図った（令和4年3月）。  ロ 安全衛生教育の実施状況  各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施（4月）するとともに、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第60条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（4月～5月）し、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を繰り返し実施した。	<評定と根拠>評定：C  計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。また、全国安全週間等の取組を着実に実施するとともに、安全作業基準の読み合わせ、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。  なお、労働災害発生件数は、令和2年度に比べ減少したものの、発生した労働災害のうち1件は、労働安全衛生法令違反として労働基準監督署から是正勧告を受けたことから、速やかに改善が図られた。	<評定>評定 C  <評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。  <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、職長教育や過去の労働災害事例を活用して安全教育など各種の安全衛生教育に取り組んでおり、労働災害発生件数は、令和2年度に比べ減少したものの、発生した労働災害のうち1件は、労働安全衛生法令違反として労働基準監督署から是正勧告を受けたことから、速やかに改善が図られた。  これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。			

	<p>境づくりに取り組みます。</p>	<p>新年度期首における労働災害防止に努めるよう、各機関に注意喚起を行った（4月）</p> <p>夏季における労働災害防止の徹底を図るため、合図・応答・確認の確実な実施や安全作業基準の読み合わせを実施とともに、熱中症への注意喚起を行った（7月）。</p> <p>労働災害発生時は、その都度、全機関に災害発生状況を周知し、類似災害の未然防止及び職員一人ひとりの安全意識の向上を図ることにより、労働災害発生防止の徹底を図った（6月、7月、8月、9月）。</p> <p>また、年末年始における機械等の保守・点検作業における同種類似災害防止に向けた注意喚起を行い（12月）、年度末及び新年度に向けた安全対策の強化として、作業手順を確認するなどの安全意識を再喚起した（令和4年3月）。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。</li> <li>・ 化学物質リスクアセスメント（注1）については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施し、健康被害の発生はなかった。</li> </ul> <p>（注1）化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全衛生点検（注2）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント研修を実施した。全国労働衛生週間の取組として衛生点検（注3）を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った（10月）。また、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した（令和4年3月）。</li> <li>・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。</li> </ul> <p>（注2）安全衛生点検</p>	<p>かに是正・改善を行うとともに、全機関において危険予知トレーニング及び特別安全点検を実施し、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しているものの、労働災害の発生状況及び労働災害の発生に起因し、労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>同種・類似の労働災害が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。</p> <p>本項目については重要度が高い目標設定をしている中で、労働安全の保持に向けた各種取組や労働災害発生時の適確な対応は実施していると認められるものの、労働災害防止に向けた各種取組を進める中、労働基準監督署から是正勧告を受ける労働災害が発生しており、職場環境の維持に向けた更なる改善が必要であることから「C」評価とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>法人が自ら課題としている限り、同種・類似の労働災害が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要があり、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底に取り組むことが求められる。</p>	<p>なお、令和3年度において発生した休業4日以上の労働災害1件については、労働安全衛生法令違反として労働基準監督署から是正勧告を受けている。本件は、抄紙機に囲いやガイドローラー等を設けていなかったことが原因で発生したため、物的対策を講じるなど迅速な対応を行い、全機関に対して特別安全点検を実施しているものの、労働者の安全を確保することは、職場環境整備の重要な要素であり、今後同様の問題が発生する事がないよう再発防止の徹底に努められたい。</p>
--	---------------------	--	---	---

		<p>各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検        (注 3) 衛生点検        各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検</p> <p>●重大な労働災害の発生件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況        ※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p> <p>ホ 労働災害の発生状況        計画等に基づき各種取組を実施し、労働災害は8件（休業4日以上1件）発生した（参考：令和2年度労働災害17件（休業4日以上4件））。重大な労働災害の発生はなかったが、休業した事案の概要是、次のとおりである。        • 小田原工場の抄紙機において実験紙の通紙作業時、ローラーに左手指先を挟み負傷した（10月）。そのため、小田原労働基準監督署から「令和3年10月20日に発生した労働災害に関して、紙を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、囲い、ガイドローラー等を設けていなかった」等により是正勧告を受けた。        当該是正勧告に対しては、他の部位も含め、危険箇所を洗い出しカバー等の物的対策を講じることとし（令和4年3月完了）、当該措置をまとめた是正・改善報告書を小田原労働基準監督署に提出した結果、是正・改善が確認されたものとして受理された（令和4年2月）。        上記事象を受けて、全機関に対して令和4年2月から特別安全点検、危険箇所の洗い出し及び安全対策措置を実施とともに、国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、全職員を対象に危険予知トレーニングを実施する等、安全に対する意識の高揚を図った（令和4年2月）。</p> <p>また、令和2年度に小田原工場で発生した労働災害に対する労働基準監督署からの是正勧告を踏まえた是正・改善措置を受けて、同種の設備を保有する岡山工場においても、既に講じている類似災害防止策（立入制限区域に侵入防止用チェーンの設置、継続的な安全教育、定期的な安全点検等）に加えて、小田原工場で行った是正・改善措置（停止スイッチ、警告灯の設置等）の導入に向けて手続を進めた。</p>	
--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(2)	健康管理の充実							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有	有	有	有				
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%				
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る	100%	100%	100%				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(2) 健康管理の充実  健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実  健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行ふほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に	●健康管理に資する計画の策定の有無  ●定期健康診断の受診率(100%)  ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	(2) 健康管理の充実  安全管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和3年3月)し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。  これにより、計画に対する実施率は100%となった。  具体的な取組については、次のとおりである。  イ 定期健康診断の実施状況  全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対象者4,208名全員に対し実施した(受診率100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断(年2回)については、対象者延べ2,554名全員に対し実施した(受診率100%)。  ロ 健康指導等の実施状況  (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況  ・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した(実施率100%)。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した(実施率100%)。	<評定と根拠>評定:B  健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。  ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談を継続実施することにより、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。	<評定>評定:B  <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。  <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定した上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特別健康診断を全対象職員に対して確実に実施したほか、有所見者及び経過管理対象者に対しては面接指導等を確実に行うなど適切な健康指導に取り組んでいる。また、各機関においてストレスチェックを実施した上で、結果に応じて産業医が面接指導を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。  なお、新型コロナウイルス感染症対策に際しては、発熱等の症状が見られる職員の出勤自粛や手指消毒・検温の励行等を指示するほ			

	取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対して産業医による面接指導（80時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45時間以上80時間未満の場合）を実施した（実施率100%）。</li> </ul> <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。</li> <li>職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により30日以上の長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施（実施率100%）し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。</li> <li>新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率100%）。</li> <li>労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェックを実施した（実施率100%）。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。</li> </ul> <p>(注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p> <p>ハ その他 役職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、感染症対策委員会を設置し、基本的な対策として、職員に手指消毒、検温、咳エチケットを励行するとともに、職員の日々の健康状態を確認し、り患疑いのある職員を自宅待機させる等の対応を図った。 あわせて、都道府県の保健所業務の逼迫により医療機関でPCR検査を受けられない濃厚接触者に特定された職員が出た場合、国立印刷局で購入したPCR検査キットを活用して速やかに感染の有無を確認できるよう、感染拡大防止に取り組んだ。</p>	<p>長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員（48人）のうち32人（67%）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府や一般職国家公務員の対応を踏まえ、迅速かつ確実に実施している。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>か、PCR検査キットの活用による感染拡大防止策を徹底して講じている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	---------	--	--	---

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
(3) 職務意識の向上・組織の活性化  役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化  役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	○役員間、役職員間、各部門間ににおける密なコミュニケーションの取組	(3) 職務意識の向上・組織の活性化  イ 各部門における密なコミュニケーションの取組  職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で役員間、役職員間、各部門間ににおける密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。  ・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。  ・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。  ・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、毎週開催による理事長及び理事による打合せ会（緊急事態宣言発令等の期間中はリモート開催又は国立印刷局内インターネット活用）において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。  ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の結果及び報告・相談		<評定と根拠> 評定：B  職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。  政府や社会のデジタル化が急速に進展し、国立印刷局の事業を取り巻く環境が大きく変化している中、情報サービスの提供について明記するなど新しくして職員と意見交換し、周知・浸透に		評定	B  <評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。  <評価に至った理由> 理事会等の会議で経営層に認識統一が図られた施策や課題については、当該施策等が実施される基となった背景や目的が担当する現場職員にも理解されるよう、各部門における連絡会等を活用した情報共有が行われている。 また、実施された施策の進捗状況等については、問題点も含めて現場職員から確認するとともに、理事長を含めた経営陣による打合せ会に毎週報告され更なる改善に向けた取組が検討されている。  さらに、事業を継続する観点から、新たな経営理念を策定し、役員が各機関に出向く等して職員と意見交換し、周知・浸透に

		<p>等に関する教育資料等を活用し、各機関における小集団（チーム・作業単位）によるミーティングを通じてコミュニケーションを図ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた。</p> <p>ロ 経営理念の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府や社会のデジタル化が急速に進展し、国立印刷局の事業を取り巻く環境が大きく変化している中、情報サービスの提供について明記するなど新たな経営理念として整理し（6月）、各機関の意見を反映し策定した（7月）。</li> <li>・ 各機関との意見交換を実施するとともに、研修や説明会等の機会を捉えて、新たな経営理念を周知した（6月～令和4年3月）。</li> <li>・ 新たな経営理念をコンプライアンスマニュアルに反映させるとともに、ポスター等を作成し各所に掲示した（7月～令和4年2月）。</li> <li>・ コンプライアンスに関する意識調査の実施に合わせ、新たな経営理念の職員への浸透状況を把握した。また、理事が自ら各機関に出向き、又はリモート開催により各機関の各階層の職員と意見交換を行い、新たな経営理念の周知・浸透に向けた取組状況及びその課題を確認した（令和4年3月）。</li> </ul> <p>ハ 内部統制の推進による取組（「VII1. (1) 内部統制に係る取組」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した（4月～12月）。</li> <li>・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った（6月～9月）。</li> <li>・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施していくため、令和4年度における実施計画を策定した（令和4年3月）。</li> </ul> <p>ニ コンプライアンスの確保による取組（「VII1. (2) コンプライアンスの確保」参照）</p>	<p>たな経営理念を策定し、ポスター等を活用しつつ研修、説明会、役員との意見交換等を通じて周知・浸透に向けて取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>	<p>取り組んだことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	--	--	---

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII-6	環境保全							
当該項目の重要度、困難度	－		関連する政策評価・行政事業レビュー	－				

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有	有	有	有				
環境保全計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%			
温室効果ガスの削減	平成17年度比24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減				
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標：6,324t] 5,742t	[目標：6,222t] 6,220t	[目標：6,219t] 6,795t				
ISO14001認証の維持・更新	100%	100%	100%	100%				
環境報告書の作成、公表の有無	有	有	有	有				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価			
5. 環境保全  製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品	6. 環境保全  地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。 温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入を進め、令和3年度の温室効果ガス	●環境保全計画の策定の有無 ●環境保全計画の確実な実施(対計画100%)  ○環境保全のために必要な設備の的確	6. 環境保全  環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画(以下「計画」という。)を策定(令和3年3月)し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したことにより、計画に対する実施率は100%となった。  具体的な取組については、次のとおりである。  (1) 環境法規制の遵守  環境関連法令等の確実な遵守のため、「環境関連法令等各種届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設(設置・変更)届出表」の点検・更新等を行い(9月)、各機関における遵守状況の調査を実施した(11月)。  (2) 温室効果ガス排出量の削減  温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、効	<評定と根拠> 評定:B  温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など、環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標(平成17年度比24%減)を120%以上達成となる30.4%の削減となっている。  廃棄物排出量について、損紙屑を廃棄物として処分せざるを得なかった(1,763t)ため、6,795tとなつたが、その要因を除いた場合の廃棄物排出量は5,032tとなり、過去5	評定 B  <評価の視点> 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。  <評価に至った理由> 環境保全計画を策定した上で、環境マネジメントシステムの確実な運用を図っている。具体的には、空調機の更新などエネルギー効率の高い設備の導入により温室効果ガスの排出量削減は目標値の24%を上回る30.4%(対目標値127%)の削減となっているほか、すべての工場及び研究所においてISO14001認証の維持・更新を行っている。			

<p>の確実な調達や I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和 3 年度の廃棄物排出量を過去 5 年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>排出量を、平成 1 7 年度と比較し、2 4 %以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和 3 年度の廃棄物排出量を過去 5 年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p>● 温室効果ガスの削減（平成 1 7 年度比 2 4 % 減）</p> <p>● 廃棄物排出量の削減（過去 5 年平均以下）</p> <p>● I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新</p> <p>● 環境報告書の作成、公表の有無</p>	<p>率性の検証を行うなど事前確認を実施し、設備投資計画に反映した。</p> <p>空調機の更新、L E D 照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は 36,230t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度である平成 17 年度排出量（52,086t-CO<sub>2</sub>）に対し 30.4%（15,856 t-CO<sub>2</sub>）の削減となった。</p> <p>（3）資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進 製紙工程で排出される紙料の回収・再利用を行うなど継続的に廃棄物の発生を抑制する取組を行ったものの、国内外における廃棄物のリサイクル情勢の変化（中国における経済成長に伴う諸外国からの廃棄物輸入制限など）を背景として、従来、有価物としてリサイクル業者に売り払っていた損紙屑を廃棄物として処分せざるを得なかった（1,763t）ため、廃棄物排出量が 6,795t となり、過去 5 年平均排出量 6,219t を上回った。</p> <p>（4）I S O 14001 認証の維持・更新 I S O 14001（注）認証について審査を受審し、次の通り認証の維持・更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持 研究所・東京工場・王子工場・小田原工場・静岡工場・岡山工場</li> <li>・ 更新 彦根工場</li> </ul> <p>（注）I S O 14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>（5）環境保全に関する啓発活動の推進 各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育等を行った（6 月）。 令和 2 年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書 2021」として作成し、ホームページで公表した（7 月）。</p>	<p>年平均の排出量を 1,187t 下回っている。</p> <p>I S O 14001 認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、廃棄物排出量が目標値を上回った要因がリサイクル情勢の変化によるものであること、また、温室効果ガス排出量の削減が定量的な数値目標を 120% 以上達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞ 国内外における廃棄物のリサイクル情勢を考慮しつつ、廃棄物排出量削減に向けて取り組む。</p>	<p>また、環境保全意識の向上を図るために、美化活動や講演会等の啓発活動を引き続き推進しており、活動実績については「環境報告書」に取り纏めた上で、ホームページに公表している。</p> <p>なお、令和 3 年度においては、廃棄物排出量の削減が 6,795t と、過去 5 年平均排出量を上回っている。これは、国内外のリサイクル情勢の変化を要因として、有価物である損紙屑を廃棄物として処理せざるを得なかつたためであり、その影響を控除した場合は 5,032t となり、過去 5 年平均排出量を下回っているものの、廃棄物排出量の削減に向けて努められたい。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については、廃棄物排出量の削減が未達だったものの、他の指標はすべて達成しているほか、全体としては事業計画の所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 有価物である損紙屑を廃棄物として処理する状況が継続する中においても、廃棄物排出量を削減するよう取り組むことが求められる。</p>
---	--	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし。

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII-7	積立金の使途							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
	7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時ににおいて積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：－  <課題と対応> 特になし。	評定 －	－		
4.その他参考情報								
特になし。								